

# 第2次 恵那市人権施策推進指針



平成25年3月  
恵那市



## ごあいさつ

---

「人権の世紀」と言われる 21 世紀に入り、10 年以上が経過しましたが、いまだに、家庭・学校・職場などの日常のさまざまな場面において、不当な差別や人権侵害が後を絶ちません。物質的な豊かさを追い求め、心の豊かさが大切にされない風潮や、情報化の進展にともなうインターネットによる誹謗中傷など、新たな人権問題も起こっています。



本市では、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする総合計画後期計画を策定するなど、これまで築き上げてきたまちの基盤の更なる強化に取り組んでいます。

人権問題に対しても、“人を育み、人を生かす教育”を目指すなかで、互いの価値観を認め合い、大切にすることを推進し、さまざまな人権問題に対する学習機会の提供に努めています。

また、「地域福祉計画」をはじめ、「男女共同参画プラン」「次世代育成支援行動計画」「高齢者福祉計画」「障がい者計画」などの各種個別計画においても、個々の人権の尊重に重きを置き、計画の推進を図っています。

この度、いままでの人権施策を見直し、「第2次恵那市人権施策推進指針」を策定いたしました。計画の基本理念とする「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様にも積極的なご参加とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、意識調査などにご協力いただいたすべての市民の皆様に心から感謝いたします。

平成25年3月

恵那市長 可知 義明



# 目次

第1章 策定の背景	1
1 策定の趣旨	1
2 国際的な動向	1
3 国内の動向	2
4 県内の動向	3
5 市内の動向	3
第2章 恵那市の人権施策を取り巻く状況	4
1 人権施策を取り巻く現状・課題	4
第3章 指針の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本的な視点	7
3 指針の位置づけ	9
4 指針の期間	9
5 指針の体系図	10
第4章 基本的施策の推進	11
1 人権教育の推進	11
2 人権啓発の推進	13
3 相談・支援体制の充実	15
4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修	16
第5章 分野別人権施策の推進	17
1 女性の人権	17
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	23
4 障がい者の人権	26
5 同和問題	30
6 インターネットによる人権侵害	34
7 外国人の人権	37
8 感染症患者などの人権	39
9 刑を終えて出所した人の人権	42

10	その他の人権 .....	43
	・北朝鮮当局による拉致問題等.....	43
	・犯罪被害者 .....	43
	・アイヌの人々 .....	43
	・ホームレス .....	44
	・性的指向 .....	44
	・性同一性障害 .....	44
第6章	指針の推進.....	45
1	指針の推進体制 .....	45
2	指針の進行管理 .....	45
用語解説	.....	46
参考資料	.....	53

本計画書には、行政用語や専門的な言葉が多く記載されています。これらの言葉については、※印を付けており、P46 からの用語集に説明を記載しておりますので、ご参照ください。



# 策定の背景

## 1 策定の趣旨

これまで本市では、平成 19 年 3 月に「恵那市男女共同参画プラン<sup>※</sup>」を策定し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指してきました。翌年の平成 20 年 3 月には、男女だけでなくさまざまな人権問題にも取り組むため、「恵那市人権施策推進指針」を策定し、人権教育<sup>※</sup>及び人権啓発<sup>※</sup>に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。

しかし、男女の固定的な性別役割分担意識をはじめ、子どもや高齢者、障がい者<sup>※</sup>などへの差別、学校や職場でのいじめ問題など、人権にかかわる問題は依然として起きています。加えて、近年ではインターネット<sup>※</sup>や携帯電話の普及により、他人に対する誹謗中傷や有害な情報の掲載など、新たな人権問題も生じています。

本市では、前回指針の推進期間の満了にともない、これまでの人権施策の取り組み内容を検討し、平成 24 年 7 月に実施した「人権施策に関するアンケート調査」の結果も踏まえ、さらなる人権施策を推進する指針として「第 2 次恵那市人権施策推進指針」を策定しました。

## 2 国際的な動向

昭和 23 年の第 3 回国連総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とする「世界人権宣言<sup>※</sup>」が採択されて以来、「国際人権規約<sup>※</sup>」「人種差別撤廃条約<sup>※</sup>」「女子差別撤廃条約<sup>※</sup>」「児童の権利条約」など、人権に関する数多くの条約や規約が採択されました。また、「世界人権会議」などの人権関係会議の開催、「国際児童年」「国際障害者年」などの国際年を定めるなど、人権が尊重される社会の実現に向けての取り組みが展開されてきました。

平成 6 年には、人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第 49 回国連総会において、「人権教育のための国連 10 年<sup>※</sup>」の取り組みが採択され、各国における国内行動計画を定めることが求められました。その後 10 年が経過し、平成 16 年に第 59 回国連総会において、引き続き人権教育の推進を図るための「人権教育のための世界計画」が採択され、具体的な終了時限を設けず、3 年を基本とした行動計画を策定し、第 1 フェーズ（2005-2007）行動計画では初等中等教育、第 2 フェーズ（2010-2014）行動計画では、高等教育における人権教育と教員、公務員などへの人権研修プログラムに焦点がおかれ、世界各地において人権教育の普及に向けた取り組みが進められています。

### 3 国内の動向

---

我が国においては、「日本国憲法」「教育基本法」に基づき、基本的人権<sup>\*</sup>の尊重の精神のもと、人権意識の高揚と教育の取り組みが進められてきました。また、国際社会の一員とし、国連の提唱する「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」などの批准とともに「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などの国際年にも取り組んでいます。

我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和 44 年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、平成 14 年までの 33 年間、同和对策事業が行われてきました。そのほか、女性や障がい者、外国人などへのさまざまな人権問題についても、男女共同参画やノーマライゼーション<sup>\*</sup>、共生社会実現<sup>\*</sup>の考えのもと取り組みが行われてきました。

こうした状況の中、平成 7 年には内閣総理大臣を本部長に「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、国内行動計画が策定されました。

また、平成 9 年には、「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律において設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」並びに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調整審議されました。このうち、人権教育や啓発にかかわる施策のより一層の推進を図るため、平成 12 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。人権教育や啓発に対し、国と地方公共団体は責務を有することが規定されるとともに、これを受けて、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画<sup>\*</sup>」が策定されました。近年では、平成 23 年 4 月に、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更が行われ、「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わり、一刻も早い帰国に向けた理解と認識を広げるための取り組みが進められています。



## 4 県内の動向

---

岐阜県では、さまざまな人権問題を解決するため、平成 10 年 5 月に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置し、人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性や子ども、高齢者、障がい者などの人権問題に関する取り組みを推進してきました。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第 5 条「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」の規定により、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、今後取り組むべき人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うため、平成 15 年 3 月に「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。

また、平成 14 年には、これまでの学校教育や社会教育における人権同和教育に、新たな方向性を示した「岐阜県人権同和教育基本方針」が策定されました。平成 18 年には、岐阜県教育委員会に事務局を置く「岐阜県人権教育協議会」において、「ひびきあいの日<sup>\*</sup>」が定められ、人権問題を解決するための教育が図られています。

そのほか、近年では毎年 12 月 4 日から 10 日までの人権週間<sup>\*</sup>において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し、人権啓発による意識の高揚や教育に取り組んでいます。

平成 24 年度においては、「岐阜県人権施策推進指針（第一次改定）」の見直しが行われており、「岐阜県人権懇話会」における協議・検討を経ながら、県民と協働で第二次改定が行われています。

## 5 市内の動向

---

平成 16 年 10 月に 6 市町村合併による新しい恵那市が誕生し、平成 18 年 3 月には、新たなまちづくりの指針となる「恵那市総合計画<sup>\*</sup>」が策定されるとともに、人権教育の充実と、男女共同参画の推進により、「恵那市男女共同参画プラン」の策定が行われました。以来、一人ひとりが性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現が目指されてきました。

こうした中で、本市では、さまざまな人権問題にも取り組むため、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に、平成 20 年 3 月に「恵那市人権施策推進指針」を策定しました。合わせて、各種個別計画において子どもや高齢者、障がい者などの人権について、人権の尊重や啓発を掲げて、取り組みの推進を行っています。今日においては、行政や教育委員会を中心に、広報や講演会などのさまざまな機会を通じ、人権教育や啓発、人権意識の醸成に向けた施策の推進が図られています。



# 恵那市の人権施策を取り巻く状況

## 1 人権施策を取り巻く現状・課題

本市における人権問題や課題を把握するため、計画の見直しに合わせてアンケート調査を実施しました。

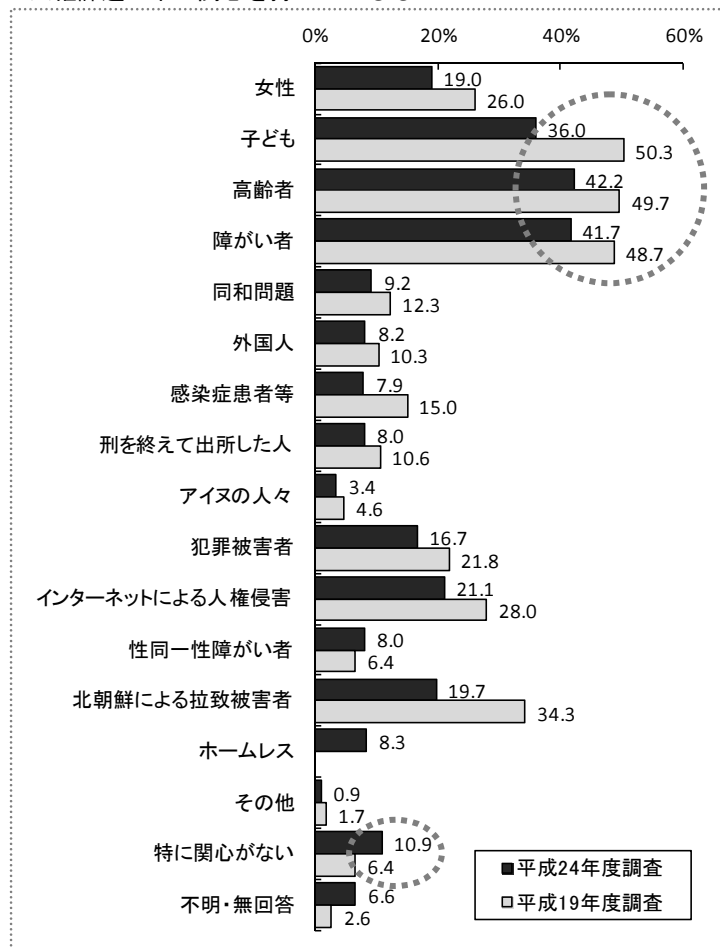
### ◆人権問題の中で関心のあるもの

人権問題の中で、関心が高いものでは、「高齢者」と「障がい者」であり、平成19年度の調査では、最も高かった「子ども」に関する人権問題への関心が低くなっています。

各項目の結果をみても、平成24年度の調査において、全体的に低くなっており、加えて「特に関心がない」が増加していることから、人権問題に対する市民意識の低下がみられます。

人権は、すべての人たちに与えられている基本的な権利であり、他人事ではなく、一人ひとりが人権に関心を持つことが必要です。

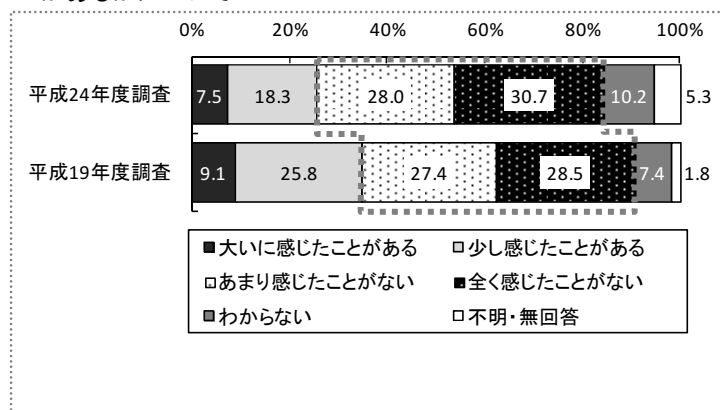
■人権課題の中で関心を持っているものについて



### ◆人権侵害を受けたと感じたこと

今までに、自身が人権侵害を受けたと感じたことがあるかについては、「感じたことがない」とする意見が増加しています。一方で、「わからない」とする意見も増加しており、人権問題や人権侵害がどういったことなのか、理解がされていないと考えられます。

■いままでに、自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたことがあるかについて

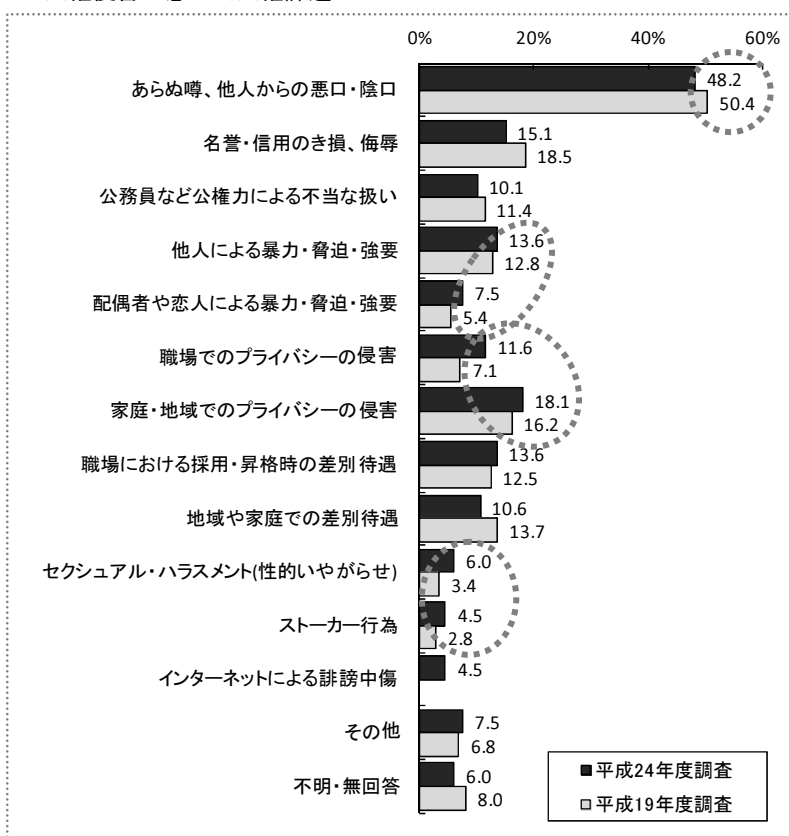


◆受けた人権に関する課題について

人権侵害を受けたと感じた人の、実際に感じた問題についてみると、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が最も高く、身近な人権問題となっています。

平成 19 年度の調査時に比べて、増加しているのが、「プライバシー\*の侵害」「暴力・脅迫・強要」、「セクシュアル・ハラスメント\*」「ストーカー行為」に関する問題となっています。

■人権侵害と感じた人権課題について



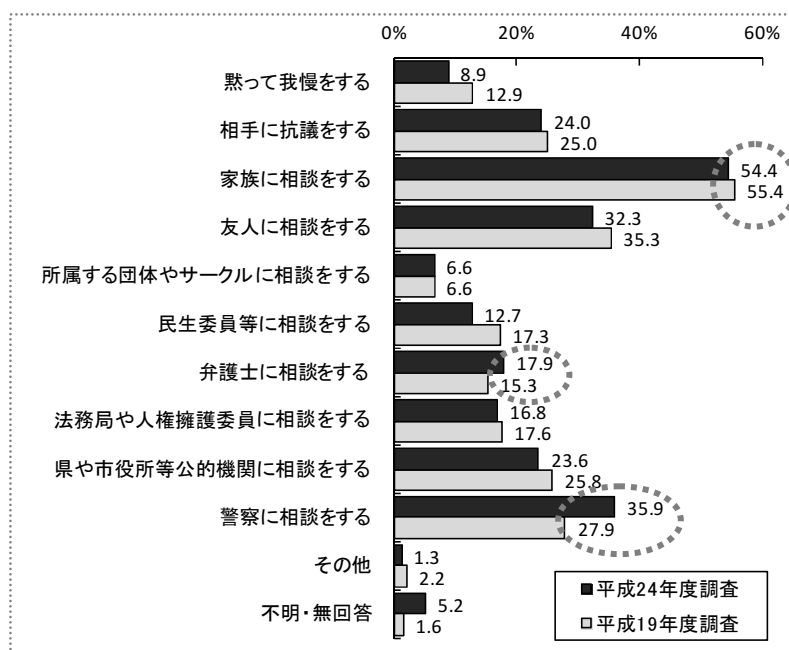
◆人権侵害を受けたときの対応

人権侵害を受けた際の対応方法では、「家族に相談をする」が最も高くなっています。身近で、相談しやすいことが理由として考えられます。

そのため、人権問題は個人に対してだけではなく、家庭に対しても考えていく必要があります。

そのほか、平成 19 年度の調査時に比べて、「警察に相談をする」「弁護士に相談をする」が増加しています。人権問題においては、個人や家庭で解決できない問題も多くあり、内容によって適切な専門機関につなげていくことが大切です。

■もし人権侵害を受けたとしたら、どのような対応をするかについて

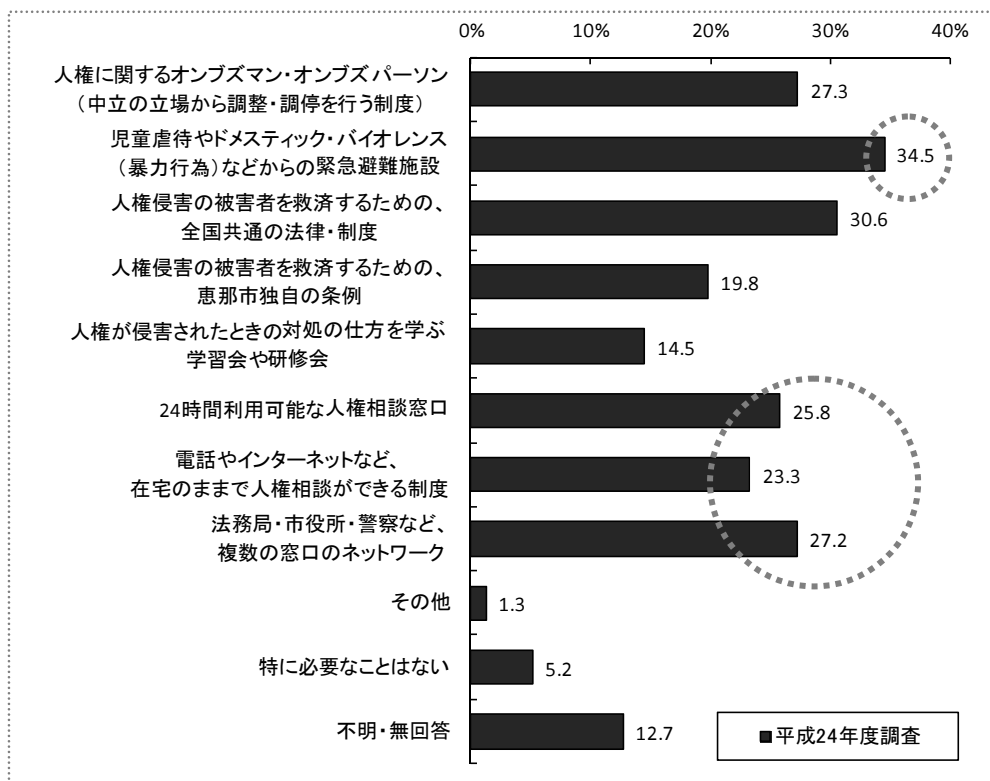


◆相談や救済に関する制度について

人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、必要と思うものでは、「児童虐待<sup>※</sup>やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が最も高くなっています。

また、「24 時間利用可能な人権相談窓口」「電話やインターネットなど、在宅のままで人権相談ができる制度」「法務局・市役所・警察など、複数の窓口のネットワーク」など、相談体制にかかわる内容の意見も高く、人権侵害を受けた際に、いつでも利用が可能であり、素早く対応ができるよう、相談窓口並びに体制の充実が求められています。

■人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、あなたが必要と思うものについて





## 第3章

# 指針の基本的な考え方

## 1 基本理念

平成 20 年 3 月に策定された「恵那市人権施策推進指針」では、人権尊重において一人ひとりが日常生活の中でお互いの個性や違いを認め合い、多種多様な文化や生き方を尊重し、共に生きる「共存・共生」の心が大切であるとしています。

本指針においても、人権尊重へのさらなる理解を深め、より多くの市民に広めていくための取り組みを推進します。

そこで、これまでの指針で目指してきた“人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会”を引き続き目指すとともに、人権施策推進により最終的なまちのあるべき姿として、以下の理念を掲げます。

**一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、  
共に支え合う共生社会のまち 恵那**

## 2 基本的な視点

### ◆人権意識の醸成◆

すべての市民において、人間の尊厳の大切さを認識し、人権問題について知識としての理解のみならず、人権尊重の理念についても理解を深めていきます。また、日常生活において、人権意識が浸透するよう、人権感覚を育み、生涯におけるあらゆる場面において、活かすことができるよう意識の醸成に取り組みます。

### ◆誰もが共存できる社会づくり◆

誰もがそれぞれに個性や自己の価値観を所持しています。国籍、宗教、言語、習慣など、それぞれ異なっており、誤った認識や知識不足によって、偏見や差別などが起こらぬよう、互いの異なる意見や考え方、生き方の違いを理解し、認め合える社会の実現に取り組みます。多様性を受容できる社会をつくり、差別のない共生社会を目指します。

#### ◆生活環境の整備◆

近年では、震災の発生や集中豪雨などによる洪水や土砂災害、連れ去りや監禁などの犯罪被害など、私たちの生活を脅かす災害や犯罪が起きています。家庭や地域社会において、安心して暮らすことは、個人が持つ当然の権利であり、あらゆる機会や事態に対応し、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

#### ◆支援体制の充実◆

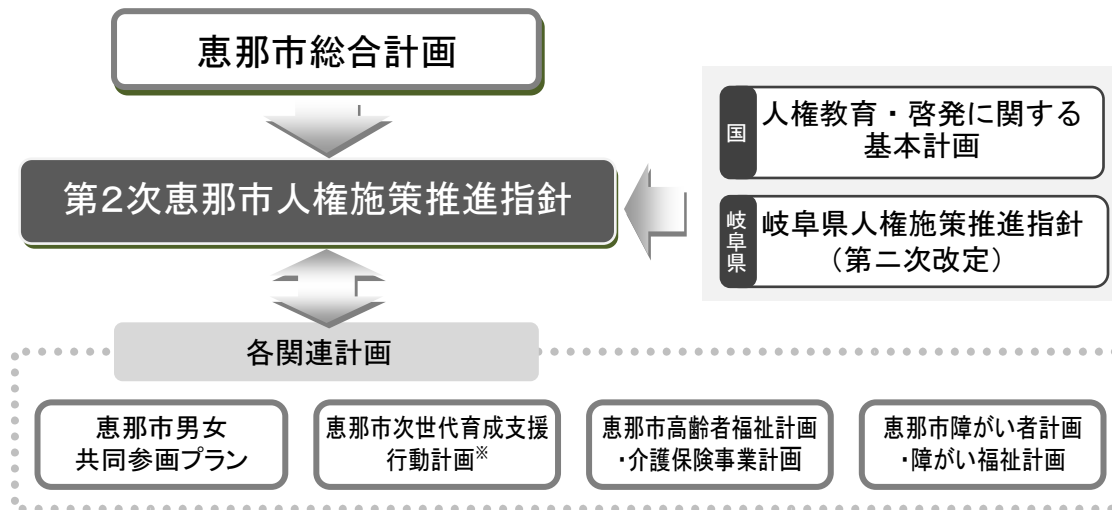
人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた人や問題を抱え悩んでいる方への対応が重要となります。教育や啓発だけでなく、人権問題に関する相談や支援の充実に取り組めます。

現在では、人権擁護機関が実施する人権相談所や市が実施する人権相談など、人権にかかわる相談に対応しています。今後は、相談件数の増加や相談内容の多様化にともない、より適切に対応できる相談・支援体制の充実や強化を図ることを目指します。相談機関相互における情報共有や相談員、人権にかかわる業務従事者の資質向上に努めていきます。

### 3 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の定めにより、地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定するものです。

この指針は、人権施策の方向性ならびに取り組みについてまとめ、本市における人権教育や啓発を推進するとともに、上位計画でもある総合計画をはじめ、関連する個別計画との整合性を図りながら策定されるものです。



### 4 指針の期間

本指針は、平成 25 年度を初年度とする平成 29 年度までの5か年間とします。推進期間の満了時には、指針の見直しを図り、新たな指針とともに関係機関並びに市民の皆さんと引き続き取り組みを継続していくものです。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
前回指針								
		第2次恵那市人権施策推進指針						
							第3次	

基本理念

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、  
共に支え合う共生社会のまち 恵那

基本的な視点

- 人権意識の醸成
- 環境の整備
- 誰もが共生できる社会づくり
- 相談・支援体制の充実

基本的施策の推進

- 人権教育の推進
  - 学校などにおける人権教育の推進
  - 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進
- 人権啓発の推進
  - 市民への人権啓発
  - 企業などへの人権啓発
  - メディアなどを活用した人権啓発
- 相談・支援体制の充実
  - 相談体制の充実
  - 見守り体制の強化
  - 相談員の質の向上
  - 一次的な保護施設の確保
- 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施
  - 行政職員への研修実施
  - 教職員への研修実施
  - 消防職員への研修実施
  - 医療・福祉関係職員への研修実施

分野別人権施策の推進

- 女性の人権
  - 男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進
  - 多様な生き方が選択できる条件の整備
  - あらゆる暴力から女性を守るための相談支援・支援体制の充実
- 子どもの人権
  - 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
  - 子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進
  - いじめや不登校などに対する取り組みの推進
  - 子どもの健全育成環境の整備
- 高齢者の人権
  - 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
  - 保健福祉サービスの充実
  - 高齢者の権利擁護の推進
  - 高齢者の防犯意識の向上
  - 高齢者の生きがい対策の推進
  - 地域福祉の推進
  - 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
- 障がい者の人権
  - 障がい者への理解を深める教育・啓発の推進
  - 地域生活への支援の充実
  - 自立と社会参加の促進
  - 障がい者の権利擁護の推進
  - 障がい者のための相談や情報提供の充実
  - 障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備
- 同和問題
  - 問題解決に向けた教育・啓発の推進
  - 雇用の安定向上
  - えせ同和行為の根絶
- インターネットによる人権侵害
  - 情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進
  - 有害サイト等からの保護
  - 人権侵害情報の削除要請
- 外国人の人権
  - 国際理解の促進
  - 学校教育における国際理解教育の推進
  - 外国人に対する相談体制の充実
- 感染症患者等の人権
  - 相談・支援体制の充実
  - 人権に配慮した保健医療の推進
  - 正しい知識の普及
- 刑を終えて出所した人の人権
  - 刑を終えた人及びそれらの家族の人権に関する啓発の推進
  - 相談・支援体制の充実
- その他の人権
  - 北朝鮮当局による拉致問題等
  - 犯罪被害者
  - アイヌの人々
  - ホームレス
  - 性的指向
  - 性同一性障害





# 基本的施策の推進

## 1 人権教育の推進

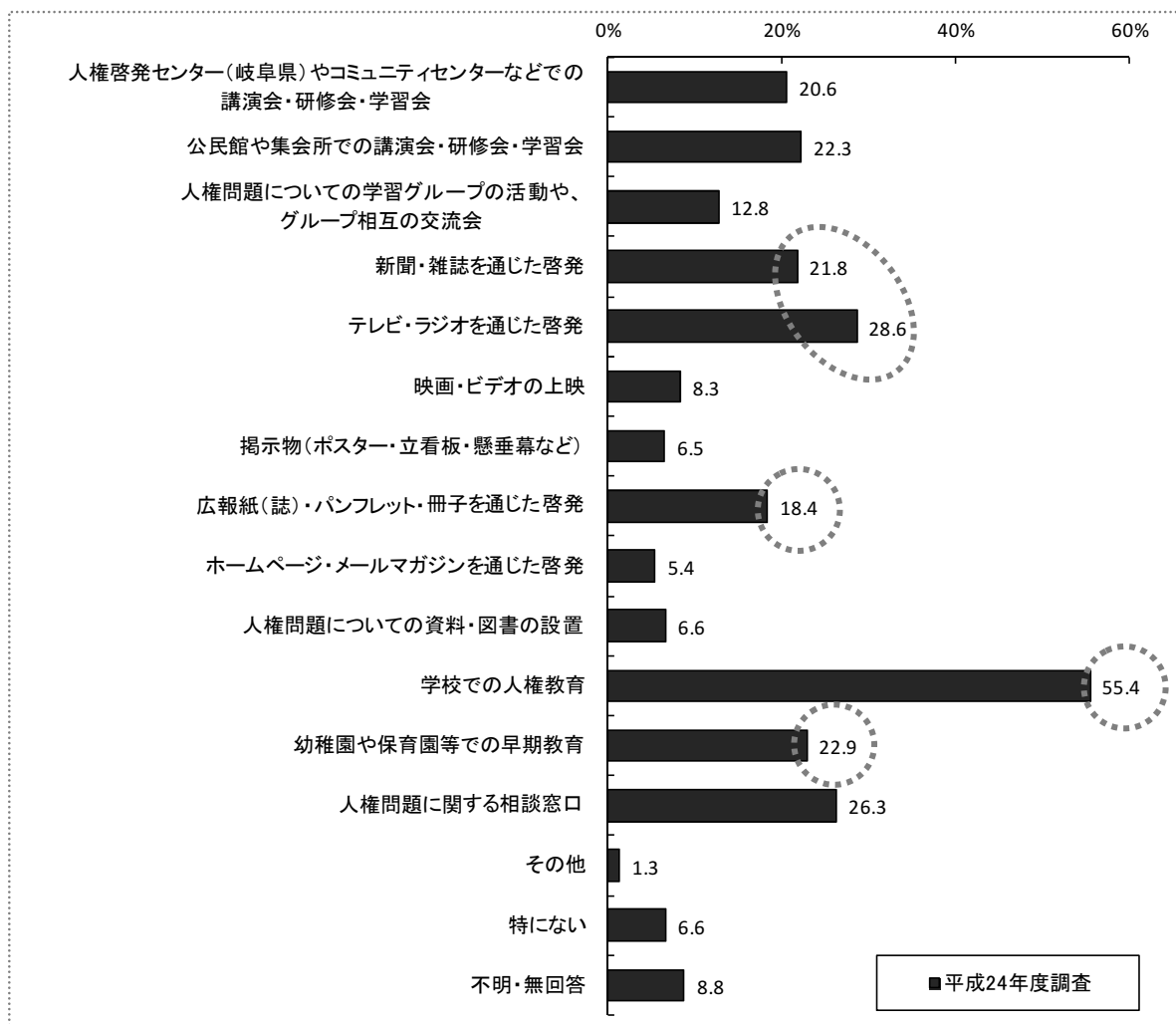
### ■現状・課題■

本市では、「恵那市総合計画」の中に「人を育み、人を活かす教育」として「人権教育の充実」を掲げ、さまざまな人権問題に対する学習機会を提供し、人権に対する意識の啓発に取り組むこととしています。人権を尊重した社会の実現には、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、正しい理解と認識を深めることが重要であり、人権問題に対し、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる機会を通じて、人権意識を育てていく必要があります。

人権問題を自らの課題として、世代、性別を問わず、あらゆる人が人権の重要性について認識し、人権にかかわる問題の解決のために、知識や情報の提供だけでなく、言動や行動につなげていくことが大切です。

アンケート調査では、理解を深めるために効果的・役立つと考えられているのは、「学校での人権教育」が55.4%と最も高くなっています。「幼稚園や保育園等での早期教育」も合わせて、幼い頃からの人権教育が求められています。また、啓発活動も必要とされています。

### ■人権問題への理解を深めるために効果的・役立つことについて



■ 推進施策 ■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 学校などにおける人権教育の推進	幼稚園・保育園において、体験学習を通じ、幼児期にふさわしい道徳性を養い、心の充実と主体性の発揮に取り組みます。	子育て支援課
	地域との交流を図り、人とふれあう機会を持つことから、高齢者、障がい者、性差、医療をめぐるさまざまな人権感覚の向上を進めます。	学校教育課
	情報モラル教育を推進し、インターネット上での差別や誹謗中傷をなくし、「いじめ対策」「命の教育」に取り組みます。	学校教育課
	ALT（外国語指導助手）の活用や国際交流協会・観光協会と連携し、外国人と子どもたちがふれあう機会を多くつくり、国際レベルで人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
	県が実施する人権週間や「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種取り組みを行い、児童・生徒の「思いやりの心」「自尊感情」を育てます。	学校教育課
② 社会教育・生涯学習*を通じた人権教育の推進	多種多様な分野にわたり、人権コンサートや講演会を実施し、さまざまな機会を通じて市民に参加を呼びかけるとともに、人権意識の醸成に取り組みます。	社会教育課
	市民に身近なコミュニティセンター（公民館）や図書館において、資料を整え、人権学習を進める機会や環境づくりに努めます。	社会教育課
	少年センター指導員研修会に、市青少年育成市民会議や同町民会議、各校PTAの他、人権擁護委員*、保護司、民生委員*にも参加いただき、人権教育の推進における啓発と連携に努めます。	社会教育課
	「中学校における道徳の時間の指導」などの講座を設置して、申請のあった団体などへの学習機会を提供します。	生涯学習まちづくりセンター

## 2 人権啓発の推進

### ■現状・課題■

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（人権教育・啓発推進法第2条）を指します。市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、根付かせるためには、人権教育とともに啓発活動を積極的に推進していくことが必要です。これを前提として、他人の人権にも十分に配慮した言動をとることを実践することが重要です。

その際、意識の形成に大きな影響力を持つ、テレビ、ラジオ、新聞などのメディアやマスコミの有効活用はもとより、市のウェブサイトやインターネット、メールの活用や民間のアイデアや手法を取り入れた効果的な啓発が大切です。

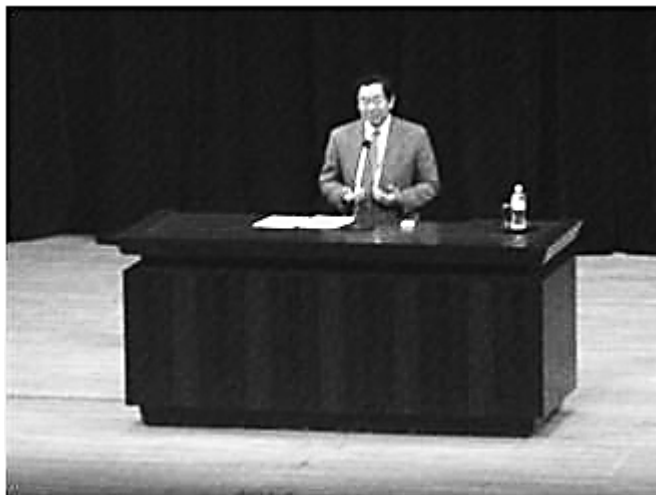
### ■推進施策■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 市民への人権啓発	東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会での啓発を、東濃各市と協力して開催していきます。	総務課
	2年毎に、市内の学校において「人権の花活動」を実施します。	総務課 学校教育課
	人権啓発を目的に、啓発用ボールペンなどを作成し、広く市民に対して人権啓発を行います。	総務課 社会福祉課 社会教育課
	岐阜県人権啓発センター※の人権啓発出前講座※を活用し、人権問題や啓発活動に関する情報収集や情報提供を行います。	総務課 社会福祉課 社会教育課
	人権週間（12月4日～10日）において、人権課題に関する積極的な啓発活動を推進します。	総務課 社会福祉課 学校教育課 社会教育課



■エコバック（人権啓発活動）

施策の方向		具体的な施策	担当課
② 企業などへの人権啓発		恵那市内企業の人事担当者と、市内を含む近隣の高等学校進路指導担当教諭において、情報交換を図るとともに、公正な採用選考、全国高等学校統一応募用紙の使用、面接時には本人に責任のない事項については質問をしないなどの周知徹底を推進します。	商工観光課
		恵那商工会議所や恵那市恵南商工会などと連携し、啓発リーダーの養成を目的に、研修会や講演会の実施に取り組みます。	商工観光課
		企業などへの啓発資料の配布や情報提供、講師派遣などの支援に努めます。	商工観光課
③ メディアなどを活用した人権啓発		えなっコチャンネル「ほっとインえな」の番組内で、人権に関する啓発を行います。	関係各課
		人権週間に市のウェブサイトにおいて人権啓発に関する情報を掲載します。	防災情報課



■人権講演会



■槇ヶ根体育センター  
(人権啓発活動)

### 3 相談・支援体制の充実

#### ■現状・課題■

人権侵害を受けた被害者への救済については、国の人権擁護推進会議において、人権が侵害された場合に、迅速かつ簡易な方法で救済できるよう、人権救済制度の創設が答申され、平成 14 年 3 月に人権擁護法案\*が国会に提出されるも、平成 15 年 10 月の衆議院解散により廃案となっていました。その後、平成 24 年 11 月には、差別や虐待などで人権侵害を受けた人を救済する機関「人権委員会」を、新たに法務省の外局として設置する法案が閣議決定されるも、再び衆議院の解散により廃案となっています。

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国の責務ではありますが、人権の侵害が危惧される人や、人権侵害の被害を受けている人に対し、解決に向けた助言や一時的な保護を行うなど、支援体制の整備や充実が必要です。近年、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、関係各課ならびに関係機関との連携や相談員の質の向上が重要となっています。

#### ■推進施策■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談を、毎年 60 日程度実施します。	総務課
		法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を図り、情報交換などを通じて相談機能の充実に努めます。	総務課
		気軽に相談できるよう、相談事業の周知啓発に取り組めます。	総務課
②	見守り体制の強化	子ども・高齢者・障がい者などに対する虐待防止に努めるとともに、地域での見守り体制の構築に取り組めます。	社会福祉課 子育て支援課 高齢福祉課
③	相談員の質の向上	相談員の研修を行い、人権意識と質の向上を図ります。	関係各課
④	一次的な保護施設の確保	虐待や暴力行為などで、急を要する対応が求められる場合は、児童相談所や一次避難場所などの適切な施設につなげていきます。	関係各課

## 4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修

### ■現状・課題■

行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など、人権にかかわりの深い分野の職員は、人権尊重の視点から職務を遂行する必要があります。このため、職員に対する人権教育・啓発のほか、相談・支援体制の充実を図るとともに、関係職員の人権意識や質の向上を目指します。

### ■推進施策■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	行政職員への研修実施	職員研修の一環とし、それぞれの担当分野において、人権関係の研修会や講演会に参加し、人権意識の向上に努めます。	総務課
②	教職員への研修実施	地域ぐるみの道徳教育計画訪問の場を通じ、市民と教職員の人権感覚を養います。	学校教育課
		県教育委員会主催の人権講習会を通して、管理職や教員の人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
		校長や教頭の研修会や人権教育主任会などの研修を通して、人権教育全体計画と教育相談体制の見直しと充実を図ります。	学校教育課
		市内小中学校教員初任者研修において、人権に関するプログラムの受講などに取り組みます。	学校教育課
		教育フォーラムにおいて人権講演会を行い、教職員や市民を含めた人権意識の醸成に取り組みます。	学校教育課 社会教育課
③	消防職員への研修実施	消防職員の教育の一環として、県消防学校や県消防長会へ研修課題として提案し、「人権」をテーマにした研修の実施に努めます。	消防本部
④	医療・福祉関係職員への研修実施	「恵那市要保護児童及びDV*防止対策地域協議会」や、「恵那市民生委員児童委員協議会児童福祉部会研修会」などにおいて、人権に関するプログラムの受講などに取り組みます。	子育て支援課
		医療職員や福祉関係職員としての心得や、利用者情報の守秘義務などについて、定期的な研修を実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 病院管理課
		各種部会・事務長会議で患者情報を共有するとともに、患者のプライバシーや守秘義務、人権について意見交換を行います。	病院管理課

## 1 女性の人権

### ■現状・課題■

女性の地位向上と男女平等<sup>\*</sup>のため、昭和50年の「国際婦人年」を契機として、国連では昭和54年に「女子差別撤廃条約」の採択、平成12年6月には国連本部で「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する「成果文書」が採択されました。

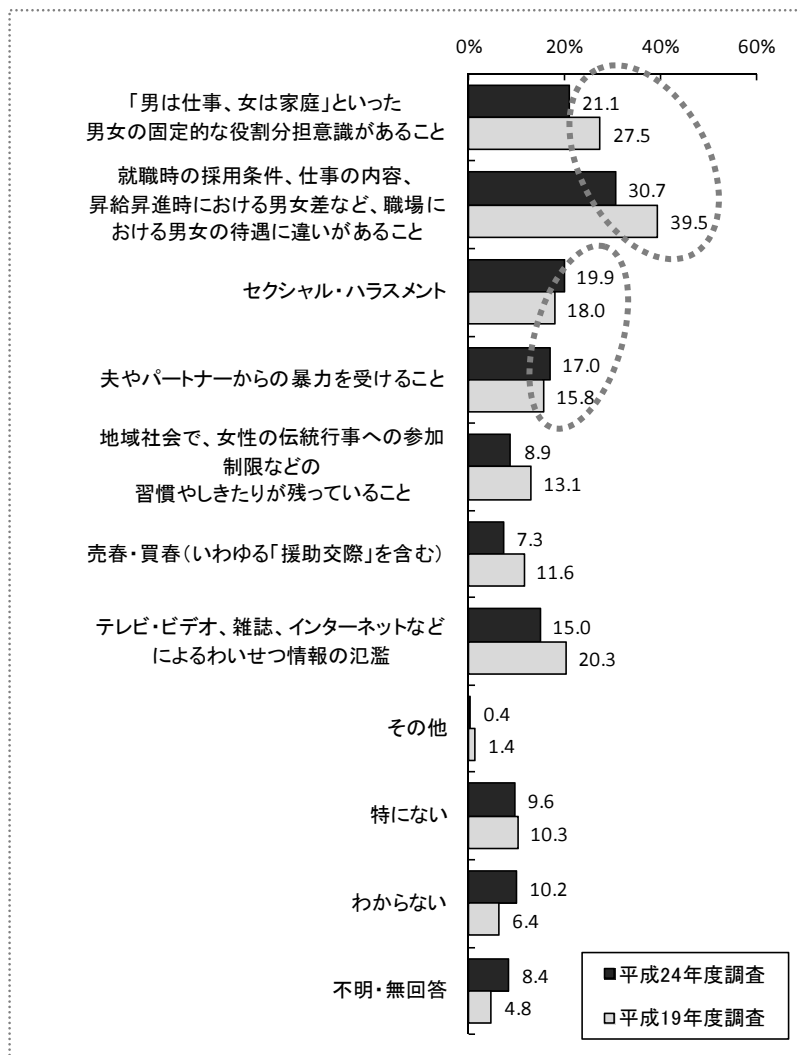
我が国でも女性に関するさまざまな問題を解決するため、昭和60年「女子差別撤廃条約」を批准、平成11年には「男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>」を施行し、男女が性別に関係なく互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野において活躍できるように、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現が、21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

本市においても、平成19年3月に「恵那市男女共同参画プラン」を策定後、効果的な施策の推進を図るために実施計画を作成し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。その成果として、男女共同参画社会の必要性が広く一般に認識されてきています。

しかし、近年においても男女の役割分担意識が残っていることや、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）や恋人による暴力（デートDV<sup>\*</sup>）、職場などでのセクシュアル・ハラスメントなどが社会問題となっており、日常生活のあらゆる場面で男女平等が実現していない状況がみられます。

アンケート調査では、女性の人権上問題があると思われることについて、「職場における男女の待遇に違いがあること」「男女の固定的な役割分担意識があること」が減少しています。これは「男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>」などの整備が

■女性に関することで、特に人権上問題があると思われること

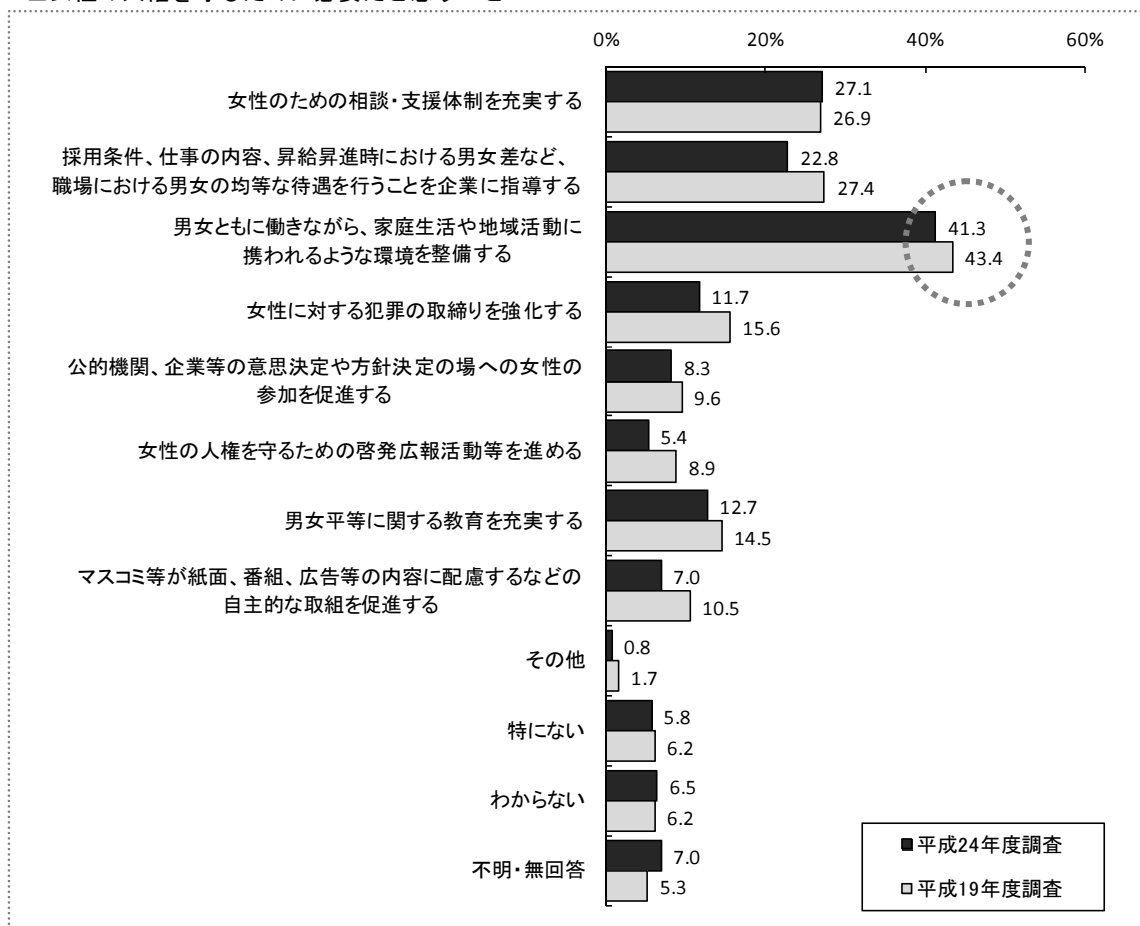


進み、女性の雇用機会の拡大や職場環境の改善が図られたことによるものと考えられます。

一方で、「セクシュアル・ハラスメント」や「夫やパートナー\*からの暴力」は微増しており、女性の人権を侵害する問題として対応が求められます。

必要な支援策については、「男女ともに働きながら、家庭生活や地域活動に携われるような環境を整備する」が最も高く、引き続き、男女ともに社会参画できる環境づくりが求められています。

■女性の人権を守るために必要だと思うこと



女性の人権問題は、女性だけに限った問題ではないことから、男女共同参画社会を形成し、就職・就業時の待遇の平等化や、男女による役割分担意識を払拭するの啓発活動の推進が重要です。





■ 推進施策 ■

施策の方向		具体的な施策	担当課
① 男女平等意識、 性の尊重に関する教育・啓発の 促進		市民活動団体である「男女(ひと)のわ」ネットワーク*と協働し、男女共同参画プランの推進に取り組めます。	まちづくり推進課
		男女共同参画を周知啓発するため、月1回程度開催される「男女(ひと)のわ」ネットワーク会議において、講演会を計画していきます。	まちづくり推進課
		男性の家事・育児への参加を促すため、料理教室やパパママ学級などを通して、男女平等意識の醸成を図ります。	まちづくり推進課 社会教育課
② 多様な生き方が 選択できる条件 の整備		働き方や暮らし方が柔軟に選択できるよう、ワークライフバランス*の整った暮らしの環境づくりに取り組めます。	まちづくり推進課
		女性の管理的分野への参画促進と、企業・団体への女性の管理職登用を呼びかけます。	まちづくり推進課
③ あらゆる暴力から 女性を守るための 相談・支援 体制の充実		広報誌にて相談窓口の日程を紹介するほか、さまざまな機会を通じて、市民への周知を図っていきます。	まちづくり推進課
		予約制の男女共同参画相談窓口「家庭・地域・職場なんでも相談」を実施し、さまざまな相談内容への対応に取り組めます。	まちづくり推進課
		配偶者などからの暴力(DV)を許さない環境づくりのため啓発活動に努めます。	子育て支援課



## 2 子どもの人権

### ■現状・課題■

昭和 34 年に国連総会で「児童の権利宣言」、平成元年には「児童の権利に関する条約」が採択され、生存、発達、保護、参加という包括的な権利を子どもに保証し、子供の人権尊重についての必要性が明らかにされました。

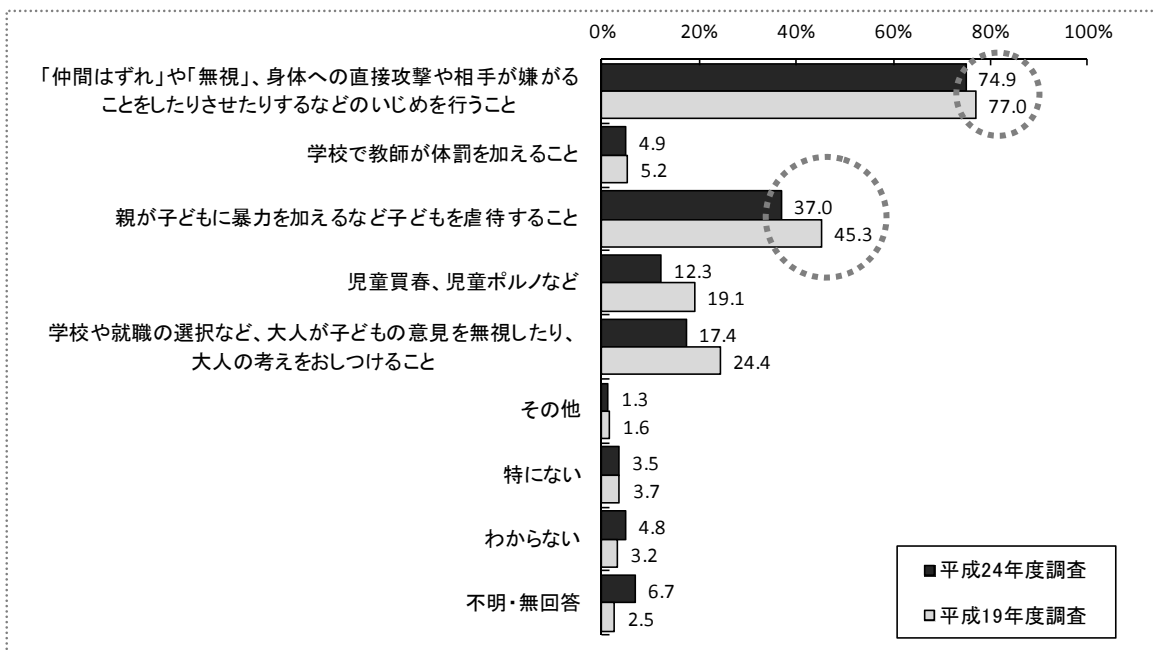
我が国でも、平成 6 年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約※）」が批准され、「子どもの最善の利益」を守り、健やかな発達と子どもの独自の権利を擁護することが合意され、子どもを保護・援助の対象としてだけではなく、権利の主体として捉えることを明確にしています。子どもの成長において、あらゆる差別を排除し、子どもの生命、生存、発達のための基礎的な社会サービスが確保され、子ども一人ひとりが自由に個性と能力を発揮できるように、子どもの環境の改善と向上に積極的に取り組むことが必要です。また、家族には必要な保護責任を負うことが求められています。

これらの背景のもと、児童福祉法の改正、エンゼルプランの策定などによる施策の充実や「児童虐待の防止等に関する法律」の改正などが進められてきました。

本市においても、平成 17 年に「次世代育成支援行動計画※」を策定し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、地域社会全体での総合的な取り組みを進めています。

しかし、児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、全国で平成 23 年度（速報値）5万9千件を超えており、虐待による死亡事例が発生するなど、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。また、核家族※化の進行や家族形態の多様化により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、さまざまな課題が発生しています。特に最近では、いじめによる自殺問題や不登校、携帯電話のメールやインターネットによる「いじめ」も増加しており、その対策が必要となっています。

#### ■子どもに関することで、特に人権上問題があると思われること



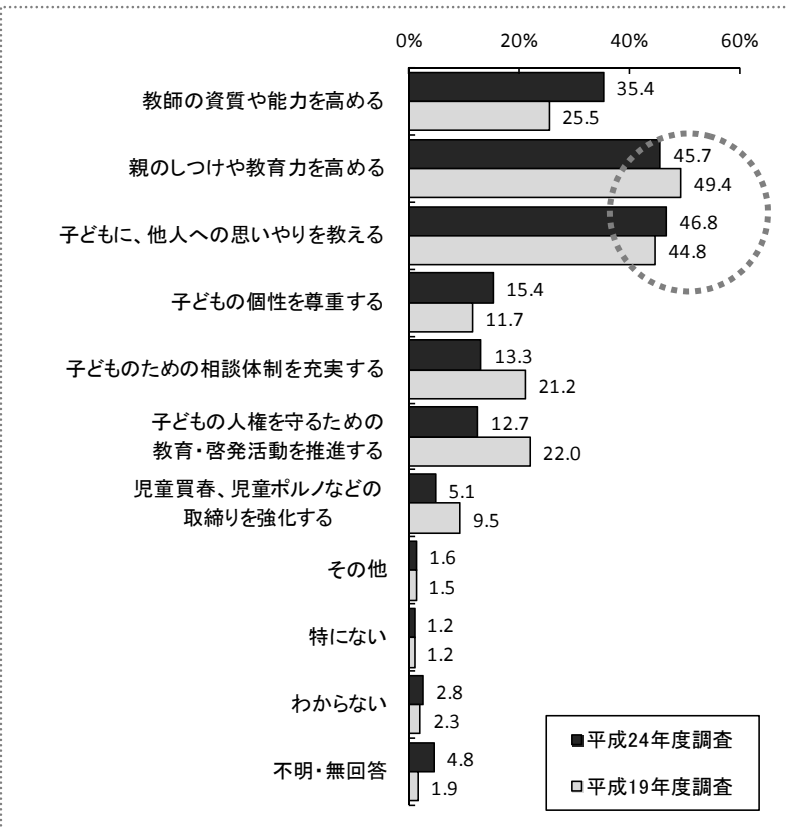
アンケート調査では、子どもの人権上問題があると思われることについて、「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなどのいじめを行うことが74.9%と最も高くなっており、差別やいじめ対策について、早急な対応が求められています。また、「親が子どもに暴力を加えるなど子どもを虐待すること」も高く、虐待への対策が求められています。

■子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要か

必要な支援策については、「親のしつけや教育力を高める」「子どもに、他人への思いやりを教える」が高く、身近な親に対しての教育や指導のほか、子どもに対しての思いやりの心の育成が必要とされています。一方で、「教師の資質や能力を高める」が、10.0ポイント近く増加しており、教職員に対して能力向上が求められています。

子どもの健全な成長において周囲の協力や環境整備は必要不可欠であり、家庭での教育や地域における子育て支援※、学校等における教育など、これらの3つが連携、協力しながら

子どもの人権を守っていくことが必要です。また、子ども一人ひとりの人権が尊重されるよう、子どもの人権について理解を深めるための啓発が大切です。



■人権擁護委員と植えつけている様子 (人権の花事業)

■ 推進施策 ■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	道徳の授業を中心に、地域の有識者を招き、講話会の開催を通じて、地域の方々と協働しながら人権教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
		県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。（再掲）	子育て支援課 学校教育課
		「1家庭1ボランティア※」の活動を啓発し、児童生徒への人権啓発と人権感覚の育成に取り組みます。	学校教育課
		青少年育成市民会議及び町民会議などと連携し、子どもたちの健全な育成を目指し、事業の推進を図ります。	社会教育課
②	子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進	「東濃地域子ども虐待防止研修会」など、民生委員・児童委員の研修会への参加を促し、人権について理解の促進を図ります。	社会福祉課
		「恵那市要保護児童及びDV防止対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携を図り、必要に応じた適切なサービス提供や支援を行います。	子育て支援課
③	いじめや不登校などに対する取り組みの推進	子育て支援課に家庭児童相談員を1名配置し、いじめや不登校、児童虐待、養育に関する相談対応に取り組みます。	子育て支援課
		相談窓口をはじめ、関係機関などとの連携を図り、支援体制の強化に努めるとともに、効果的な支援を実施します。	子育て支援課
		スクールカウンセラーや教育相談員による児童生徒へのカウンセリングや、教員・保護者への助言・援助に取り組みます。	学校教育課
		児童生徒と共に活動したり、アンケートを行うなどして情報収集に努め、いじめ防止と早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課
		不登校の児童生徒には、家庭訪問、適応指導教室、相談室での相談や教育活動を通して、通常学級への復帰を目指します。	学校教育課
④	子どもの健全育成環境の整備	育児支援ヘルパー派遣事業を実施し、育児の援助や技術指導などの家庭訪問を行います。	子育て支援課

### 3 高齢者の人権

#### ■現状・課題■

我が国では、世界に例をみないほどの速さで高齢化が進行しています。平成 19 年には、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率\*）が 21.5%と「超高齢社会」に入り、平成 25 年には、高齢化率が 25.0%を超え、4 人に 1 人が 65 歳以上となることが予測されています。

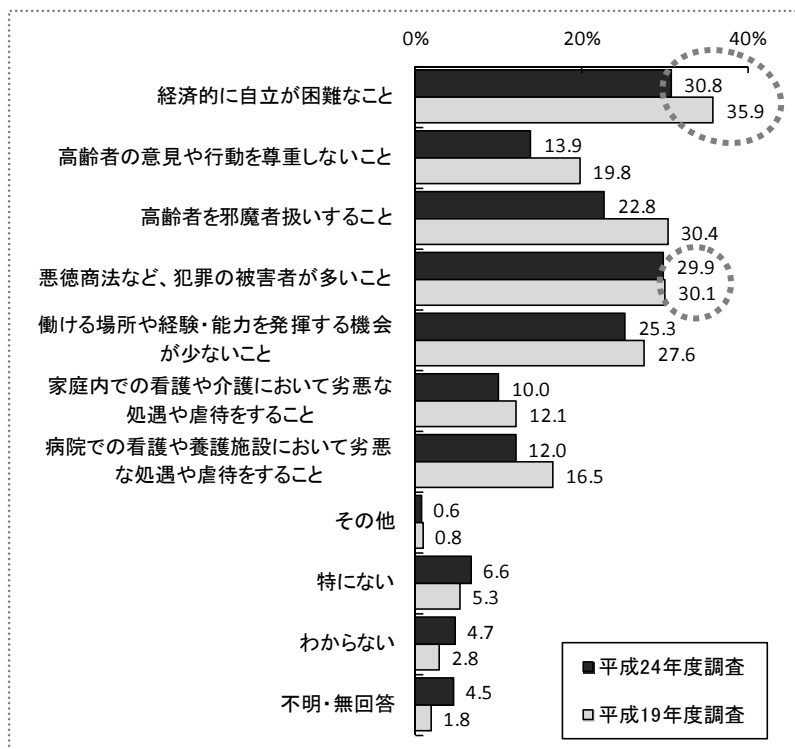
国では、平成 7 年 12 月に「高齢社会対策基本法」の施行や、平成 12 年には「介護保険制度\*」が導入され、高齢者を社会で支える仕組みづくりが進められてきました。また、民法改正による成年後見制度\*の実施や、平成 18 年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者を取り巻く環境も変化しています。

今後はより一層の高齢化が進行し、寝たきりや認知症\*高齢者の増加などが見込まれるため、地域に暮らす高齢者を支える環境づくりが必要となっています。これらの状況に対し、高齢者が要介護状態\*になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方のもと、取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

本市においても、高齢化は着実に進んでおり、平成 22 年の国勢調査では、高齢化率が 28.9%になっています。すべての高齢者が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいを持ち、安心して豊かな生活を過ごせるよう、平成 24 年 3 月には「第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画\*」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。

アンケートでは、高齢者の人権上問題があると思われることについて、「経済的に自立が困難なこと」「悪徳商法など、犯罪の被害者が多いこと」が、およそ3割前後と高くなっています。なかでも「悪徳商法など、犯罪の被害者が多いこと」については、横ばいで推移しており、高齢者を対象とした、消費者被害の未然の防止に向けた取り組みが必要です。

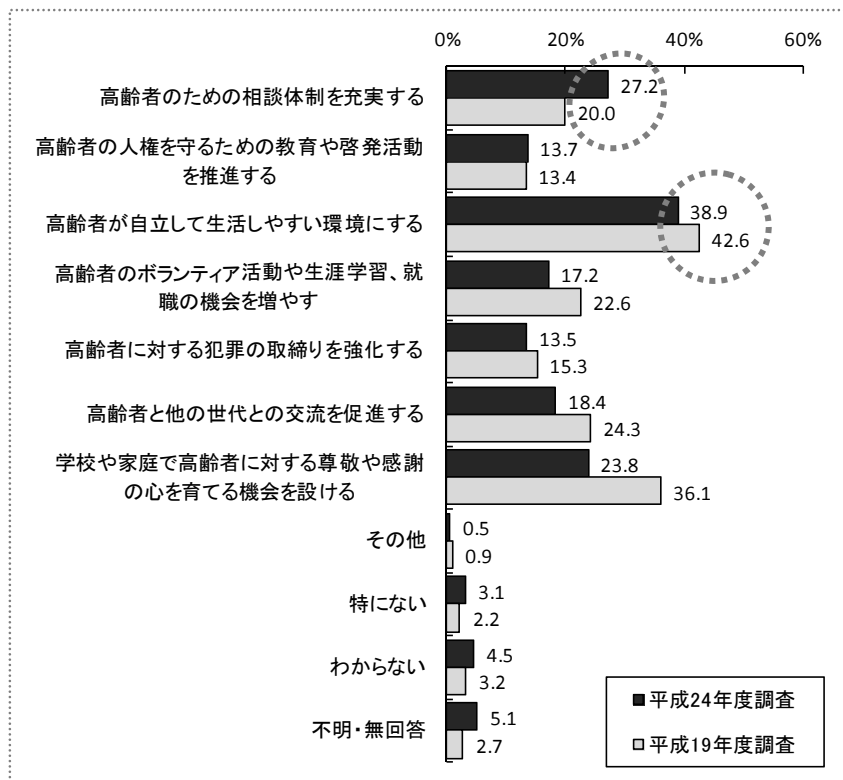
■高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われること



必要な支援策については、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が38.9%と高くなっている一方で、「高齢者のための相談体制を充実する」が増加しており、身近な相談相手の確保や相談窓口の充実など、体制の強化が求められています。

高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるよう、地域社会全体で支えていくことが必要です。また、高齢者の生活をより豊かなものにするため、これまでの知識や経験を生かした社会参画を進め、地域の発展に寄与できるよう活動を推進することも大切です。

■ 高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要か



■ 推進施策 ■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進	地域の保育園、学校の児童生徒による福祉施設への訪問や、高齢者自身のボランティア活動への参加を促し、世代間交流を図ります。	高齢福祉課
② 保健福祉サービスの充実	福祉総合相談窓口に寄せられた困難事例について、関係機関との連携により、必要に応じた適切なサービスの提供や支援を行います。	高齢福祉課
	介護が必要になっても地域で暮らしていけるよう、介護に関する相談や関係機関との連絡・調整を行います。	高齢福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
③	高齢者の権利擁護※の推進	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者への理解の促進と、幅広い世代や分野へのサポーターの拡大を図るため、周知啓発に取り組みます。	高齢福祉課
		成年後見センターと連携し、成年後見制度利用の周知と適切な活用の支援に取り組みます。	高齢福祉課
④	高齢者の防犯意識の向上	消費者被害や振り込め詐欺などの情報を提供し、被害の未然防止や防犯意識の向上を図ります。	高齢福祉課
⑤	高齢者の生きがい対策の推進	定年後の自分の生き方を考え、老後も自分らしく生き生きと生活するための事業「定年塾えな」を開催するとともに、事業定着に向けた内容の充実を図ります。	まちづくり推進課
		シルバー人材センター※を通じて、多様な就業機会を提供し、経済的な自立に向けた支援を行います。	高齢福祉課
		生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの3本柱を基に、老人クラブ活動を推進します。	高齢福祉課
⑥	地域福祉の推進	地域の各種団体における高齢者支援について、団体間相互の連携を支援し、高齢者を地域で支え合う体制の強化に努めます。	社会福祉課
		高齢者虐待の通報義務について、老人クラブや民生委員、介護保険サービス事業者などへ周知・啓発を行います。	高齢福祉課
		恵那市高齢者虐待防止マニュアルを活用し、高齢者の安全確保を最優先に、迅速かつ適切な保護の実施と、養護者に対する支援につなげるための仕組みを強化します。	高齢福祉課
⑦	高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備	かかりつけ医や服薬内容などの医療情報や、緊急連絡先を入れた容器「安心お守り（救急医療情報）キット」の普及に取り組みます。	高齢福祉課
		バスの交通体系の見直しなど、公共交通機関などの利便性や安全性の向上を図ります。	商工観光課
		訪問販売トラブルや悪徳商法被害、多重債務などの消費者問題について窓口を設け、相談対応に取り組みます。	商工観光課
		緊急時に支援を必要とする高齢者に対し、緊急通報システム※発信機を利用し、防災センターで通報を受け、火災・救急及び救助活動を行います。	高齢福祉課 消防本部

## 4 障がい者の人権

### ■現状・課題■

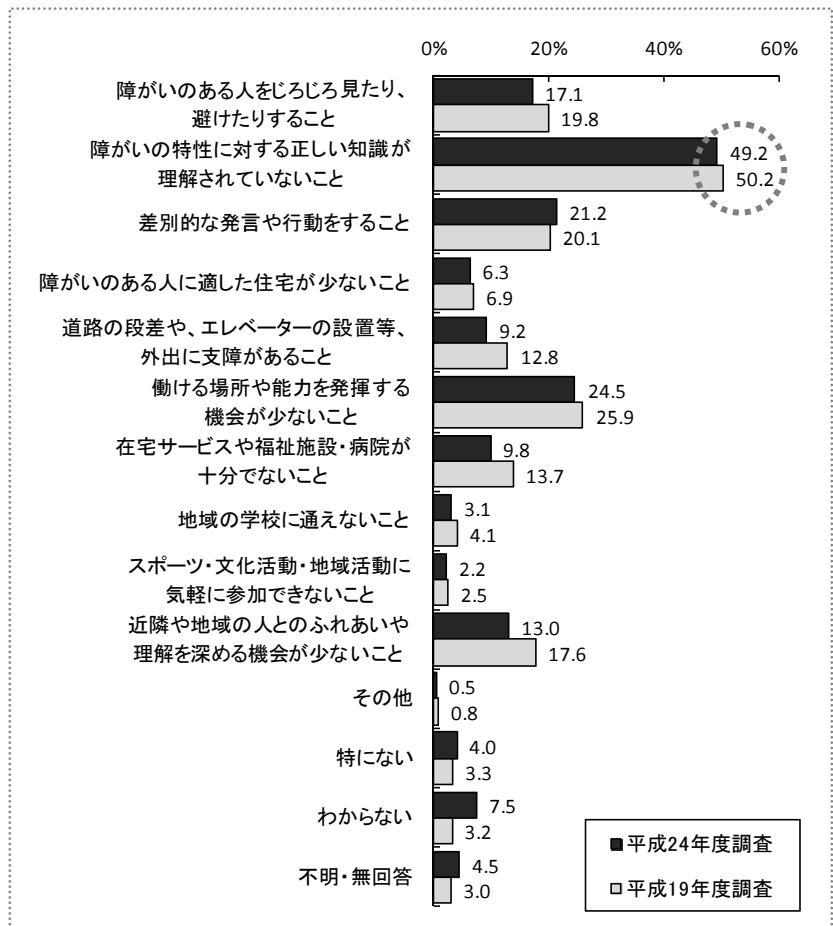
国連は、障がい者の人権擁護の理念を高めるため、昭和 56 年を「国際障害者年」と定めることを決議し、障がい者の社会生活への「完全参加と平等<sup>※</sup>」を推進し、各国に障がい者福祉を増進するように提唱しました。昭和 57 年には「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択され、昭和 58 年から平成 4 年までを「国連障害者の十年」と宣言し、広く理解と協力を得る取り組みが行われてきました。

国でも、昭和 45 年に障がい者対策の基本法として施行された「心身障害者対策基本法」を平成 5 年に「障害者基本法<sup>※</sup>」として改正し、それに基づく障害者基本計画<sup>※</sup>として、「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。平成 7 年には「障害者対策に関する新長期計画」の実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、障がいのある人もない人も共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、数値目標を設定するなど具体的な施策目標が示されました。平成 14 年に、「障害者プラン」が見直され、平成 15 年には「障害者基本計画」ならびに「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定されました。その後、平成 18 年には、地域での自立支援を目的として「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別を問わず共通のサービス提供が行われました。また、「障害者雇用促進法」が改正され、障がい者の自立の促進が図られています。

■障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われること

近年では、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正など、新たな制度設計に向けた取り組みが進められ、平成 24 年 10 月には、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

また、「障害者基本法」の改正を受けて、新たに平成 25 年 4 月には、障がい者について、“基本的人権を享有する個人として尊厳されるもの”であること





を明らかとした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されます。

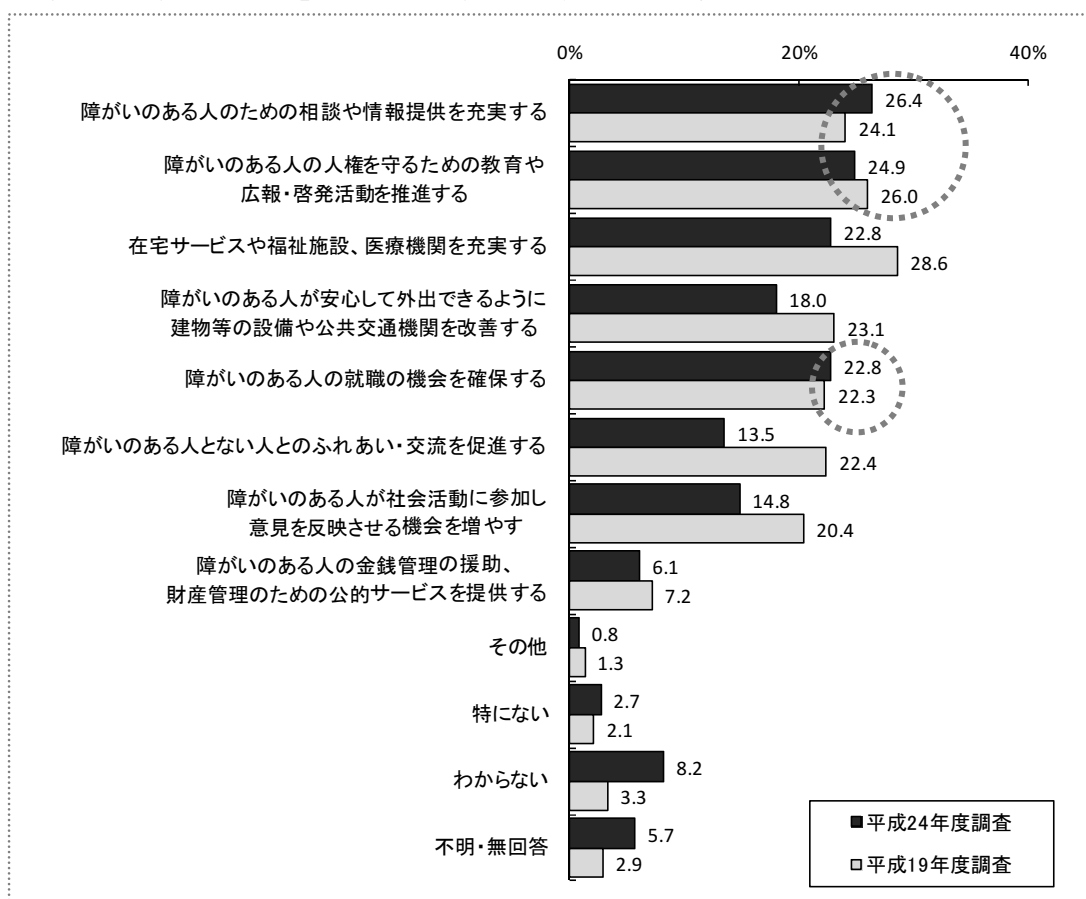
本市においても、平成 19 年3月に「障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション※」「完全参加と平等」を踏まえ、「共生社会の実現」とし、各種施策の展開に取り組み、平成 24 年3月、新たに「障がい者計画・障がい福祉計画※」を策定しました。

アンケートでは、障がい者の人権上問題があると思われることについて、「障がいの特性に対する正しい知識が理解されていないこと」が 49.2%と最も高くなっています。そのほか、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」「差別的な発言や行動をすること」「障がいのある人をじろじろ見たり、避けたりすること」が 20.0%前後となっています。

必要な支援策については、「障がいのある人のための相談や情報提供を充実する」が 26.4%と最も高く、「障がいのある人の人権を守るための教育や広報・啓発活動を推進する」が 24.9%、「在宅サービスや福祉施設、医療機関を充実する」「障がいのある人の就職の機会を確保する」が 22.8%と高くなっています。一方で、「在宅サービスや福祉施設」「建物等の整備や公共交通」といった環境に関する項目や、「ふれあい・交流の促進」「意見を反映する機会」に関する項目は減少しています。

障がいの種類により抱える問題や対策が異なるため、障がいの特性について、市民や企業に対し広く周知啓発に取り組み、理解の促進を図るとともに、障がいがあっても地域のなかで不自由なく、経済的にも自立した生活ができるよう、支え合っていくことが必要です。

■障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要か



■ 推進施策 ■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	障がい者への理解を深める教育・啓発の推進	障がいのある人との交流や講座の実施などを通じて、市民の障がいや障がい者に対する理解を深めます。	社会福祉課
		さまざまな広報媒体や関係機関が行う活動、障がい者週間や各種イベントなどを通じて、障がいや障がい者に関する理解と関心を高めるための幅広い啓発活動を進めます。	社会福祉課
		障がいについて理解し、支え合いの心を養うため、保育園・幼稚園、小中学校での施設訪問を含む福祉教育を推進します。	学校教育課 子育て支援課
②	地域生活への支援の充実	自立支援協議会を通じて、関係機関・団体などと連携し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう努めます。	社会福祉課
		東濃圏域の関係機関が連携し、必要な障がい福祉サービスの提供に努めます。	社会福祉課
		「恵那市障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、事業の進行管理と適正な施策の推進に取り組みます。	社会福祉課
		障がい者一人ひとりがその能力に応じた適切な「居住の場」を確保できるように支援します。	社会福祉課
		障がいの特性に応じ、適切な医療に関する情報提供や連携体制の整備を図ります。	社会福祉課 健康推進課 病院管理課
③	自立と社会参加の促進	日常生活を送るうえで必要なサービスや助成制度について周知し、利用の促進を図ります。	社会福祉課
		事業主に対し、障がい者の受入れを積極的に推進します。	社会福祉課 商工観光課
		職業訓練や就業定着に取り組み、一般企業や福祉サービス事業所への就労を支援します。	社会福祉課 商工観光課
		精神障がい者の社会参加を促進するため、サロン※事業を実施します。	社会福祉課
		日中活動の場を提供するため、ニーズに沿った障がい福祉サービスの体制づくりを進めます。	社会福祉課 子育て支援課

施策の方向		具体的な施策	担当課
④	障がい者の権利擁護の推進	障がい者虐待防止センターによる障がい者虐待対応の窓口の充実と、虐待防止のPR活動に取り組みます。	社会福祉課
		判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を進め、関係機関と連携を図り支援します。	社会福祉課
⑤	障がい者のための相談や情報提供の充実	個々の状況に合わせた対応が行えるよう、障がい者相談窓口の充実を図ります。	社会福祉課
		障がい者相談員、民生委員・児童委員などの相談員活動の充実を図るとともに、ピアカウンセリング*の実施体制の構築に努めます。	社会福祉課
		障がい者のニーズ*に応じ、さまざまなメディアを活用して、障がい者福祉に関する情報提供に努めます。	社会福祉課
⑥	障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備	防災対策の充実や緊急・災害時の支援体制の整備、防犯対策の充実を図ります。	社会福祉課
		障がいがあっても自宅で生活ができるよう、住宅改修に関する相談や助成を行います。	社会福祉課
		サービス利用にかかわる送迎を各福祉サービス事業所で行うよう働きかけるとともに、「移動支援事業」や「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」などにより、障がい者の移動を支援します。	社会福祉課
		聴覚障がい者に対して、「手話通訳」「要約筆記」の派遣などにより、コミュニケーションの支援を行います。	社会福祉課
		公共施設などの改修・新設時には、障がい者でも利用がしやすいよう、バリアフリー*基準（スロープ、エレベータ、音声案内装置、点字ブロック及び多目的トイレなど）への適合に配慮します。	社会福祉課 都市整備課

## 5 同和問題

### ■現状・課題■

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程の中で作られてきた身分的差別であって、現在もある特定の地域に生まれたというだけで不当な差別がなされ、結婚を反対されたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活や社会生活の中でさまざまな差別を受けるなど、現代社会においても基本的人権が侵害され、深刻で重要な社会問題となっています。

国では、昭和40年の同和対策審議会<sup>\*</sup>の答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とし、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と示しています。この答申を受けて、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和問題の早期解決に向けて、同和対策事業を実施する上での必要な予算措置を講ずるように決めました。この法律は10年間の時限立法ではありましたが、その後3年間の経過措置がとられ、昭和57年には新しく「地域改善対策特別措置法」と名称を変えて、5年間の時限立法として続かたちとなりました。昭和62年には同法の失効にともない、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が5年間の時限立法として成立し、以後、平成4年と平成9年に一部改正を行いながら、それぞれ5年間ずつの経過措置を経て、平成13年度末の失効を迎えるまで、15年間にわたる地域改善対策特定事業が取り組まれてきました。

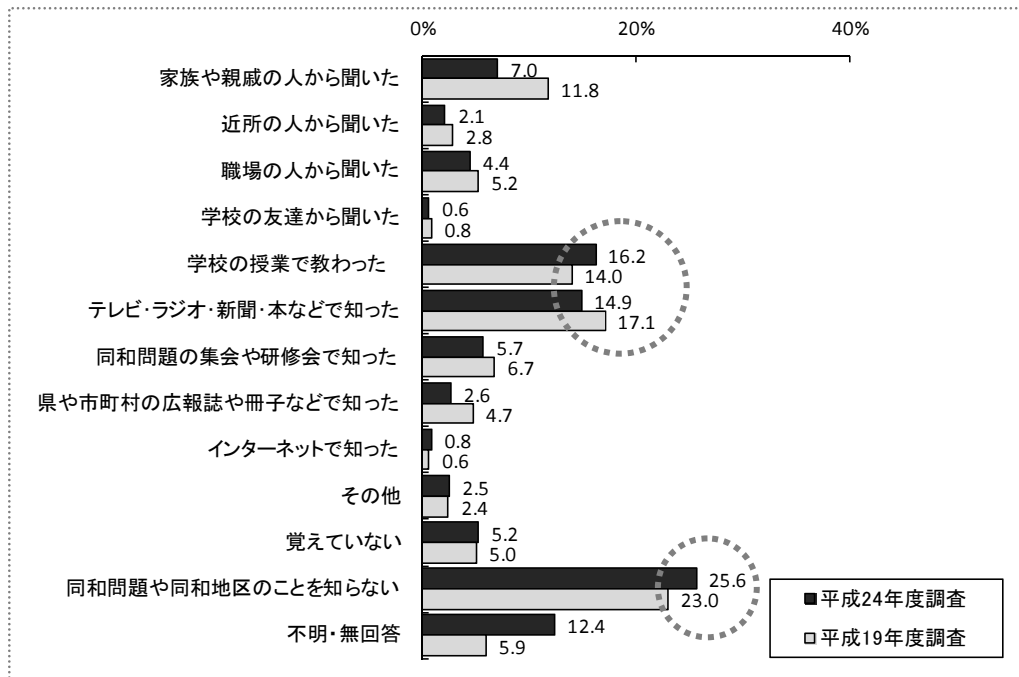
同法の失効により、財政法上の特別対策としての同和問題対策は終わるものの、問題の早期解決に向けて、一般施策による解決が目指されました。平成8年7月に閣議決定した「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」において、必要な施策については、特別対策から一般対策に、これまでの成果が損なわれないよう対応が図られました。

同和問題については、今日までの施策の推進もあり、生活環境の改善をはじめ、着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差についても改善の傾向にあります。

しかし、依然として結婚における差別や発言、差別落書きなどは存在しています。さらに、同和問題を口実に、企業や行政機関などに対する不当な圧力や、高額な書籍の購入強要など、同和問題の解決を阻む要因となっている「えせ同和行為<sup>\*</sup>」の横行が問題となっています。

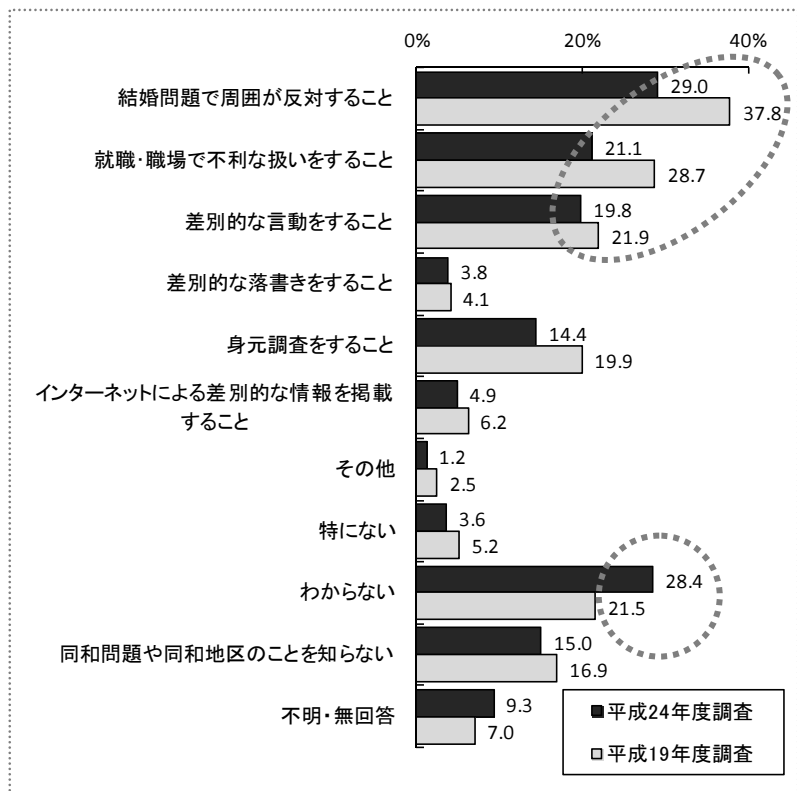
アンケートでは、同和問題に関する認知状況について、「同和問題や同和地区のことを知らない」という回答が平成19年度の調査と比較して増加しています。同和問題について市民の認識が低下していることが考えられます。一方で、同和問題や同和地区について知ったきっかけについて、知っているとする人たちについては、「学校の授業で教わった」「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」が高くなっています。学習の一環として学ぶことや、身近な情報媒体を通じて知る人が多いという結果となっています。

■ 同和問題や同和地区について知っているか、また知ったきっかけは何か



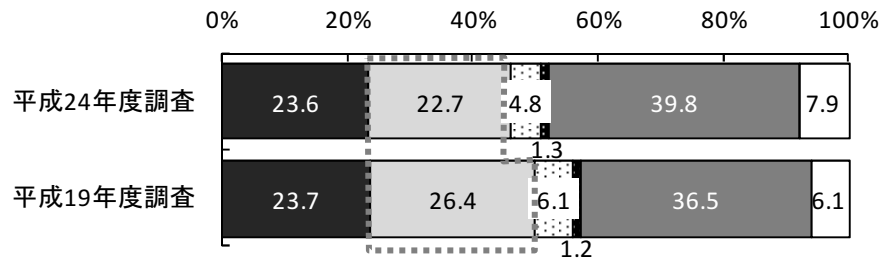
同和問題についてどのような問題が起きているかでは、「結婚問題で周囲が反対すること」「就職・職場で不利な扱いをすること」「差別的な言動をすること」など、平成19年度の調査と比較して減少しています。一方で、「わからない」とする回答が高くなっています。

■ 同和問題について、どのような問題が実際に起きていると思うか



子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考えについて、「自分としてはこだわりがあるが、子どもの意思を尊重して認める」が減少し、「わからない」が増加しています。

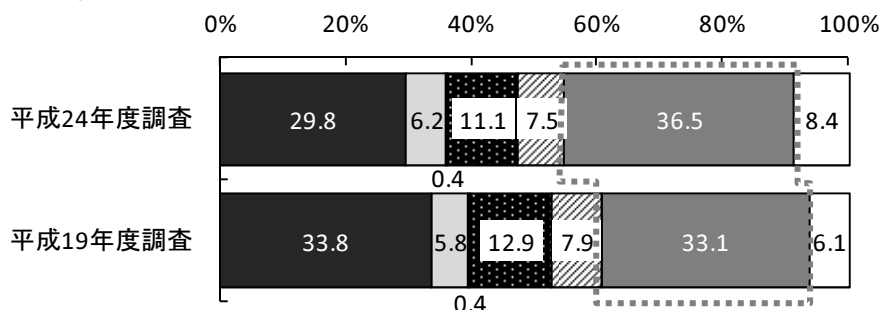
■子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考え



- 同和地区出身の人であるかないかは関係なく祝福する
- 自分としてはこだわりがあるが、子どもの意思を尊重して認める
- 家族などからの反対があれば認めない
- 絶対認めない
- わからない
- 不明・無回答

同和問題についての考え方について、アンケートの結果をみると、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」は減少しており、「わからない」が増加しています。同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、人権問題の一つとして、認識や理解を深めるための対策が必要です。

■同和問題についてどのように考えるか



- 人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
- とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
- 同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない
- あまりさわがず、そっとしておけばよい
- 特に関心はない
- わからない
- 不明・無回答

■ 推進施策 ■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 問題解決に向けた教育・啓発の推進	人権・同和問題に関する講演会などに、市職員ならびに教職員の積極的な参画を進め、支援者や指導者の立場にあたる者の人権意識を高めます。	総務課 社会福祉課 学校教育課
	ポスターの掲示やパンフレットなどの啓発用品の配布に取り組み、人権・同和問題に対する正しい認識と理解の促進を図ります。	社会福祉課
	県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権・同和問題にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。（再掲）	子育て支援課 学校教育課
② 雇用の安定向上	企業などに対し、就職差別がないよう公正な採用選考、面接時には本人に責任のない事項については質問をしないなどの周知徹底を推進します。	商工観光課
③ えせ同和行為の根絶	誤った同和問題意識を植えつけないよう、同和問題について正しい理解の普及に努めます。	社会福祉課
	同和問題に関する被害を未然に防ぐため、関係機関などとの連携に努めます。	社会福祉課



■ 人権啓発用ヘッドマーク  
(明知鉄道)



■ 人権啓発用側面看板  
(明知鉄道)

## 6 インターネットによる人権侵害

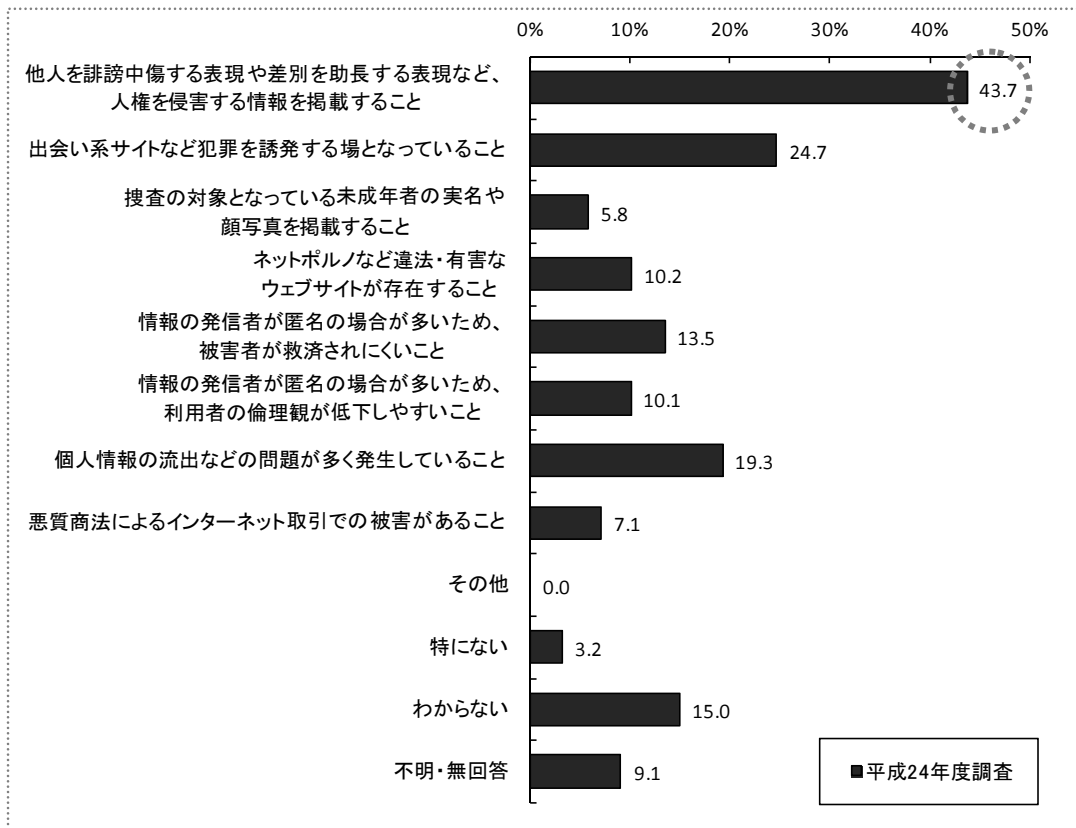
### ■現状・課題■

インターネットによる情報通信技術は、飛躍的な進展により、私たちの生活において必要不可欠なものとなっています。しかし、インターネットには、電子メールのような特定の人への通信や、ウェブサイトのような不特定多数に向けた情報発信などのほか、発信者における匿名性があり、情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別、有害な情報の掲載、プライバシーの侵害など、人権にかかわる問題が多く発生しています。

国においては、平成 14 年5月に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネットによる人権侵害が起きた場合の特定電気通信役務提供者における対応や、責務が明らかになりました。

インターネットの普及が進むなか、インターネットを利用した人権侵犯の件数は増加傾向にあります。アンケートでは、インターネットに関する事柄で、人権上問題があることについて、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が 43.7%と最も高くなっています。

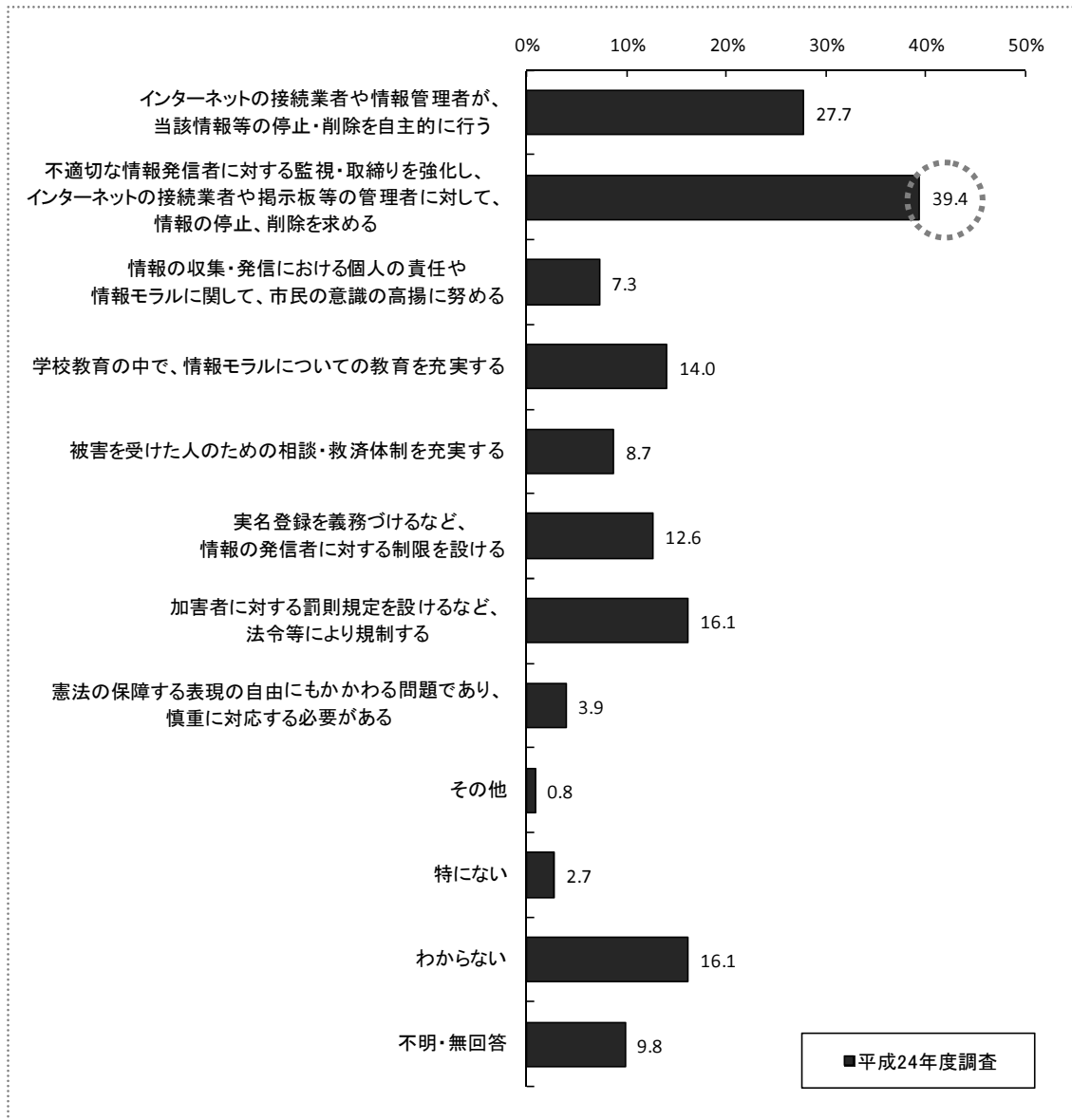
■インターネットに関する事柄で、特に人権上問題があると思われること





必要な支援策については、「不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、インターネットの接続業者や掲示板などの管理者に対して、情報の停止、削除を求める」が39.4%と高くなっており、プロバイダなどにおける対策の推進が求められています。

■インターネットを使った人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要か



人権侵害を防止するためにも、プロバイダなどが適切な対応や対策を講じることが重要となる一方で、利用者自身においても、責任や人権侵害行為について十分に認識することが大切であり、情報モラルについて、理解をさせるための教育の充実が必要です。

■ 推進施策 ■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進	教育委員会などと連携し、インターネット環境の変化に合わせて柔軟に対応し、人権問題に関する啓発活動に取り組みます。	防災情報課
		市民からの問い合わせや相談に対して、情報モラルや技術に関するアドバイスを実施します。	防災情報課
		学校の情報に関する授業において、インターネット上の誤った情報や偏った情報における問題や、情報の収集と発信における個人の責任と情報モラルなどについて、理解の促進を図ります。	学校教育課 社会教育課
②	有害サイトなどからの保護	恵那市ケーブルテレビ※会社（株）アミックスコムとの連携によって有害サイトへの接続制限を行うフィルタリングなどを啓発します。	防災情報課
③	人権侵害情報の削除要請	インターネットに書き込まれた人権侵害に当たる情報について、法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、サイトの管理人であるプロバイダなどに削除要請できることを啓発します。	防災情報課



## 7 外国人の人権

### ■現状・課題■

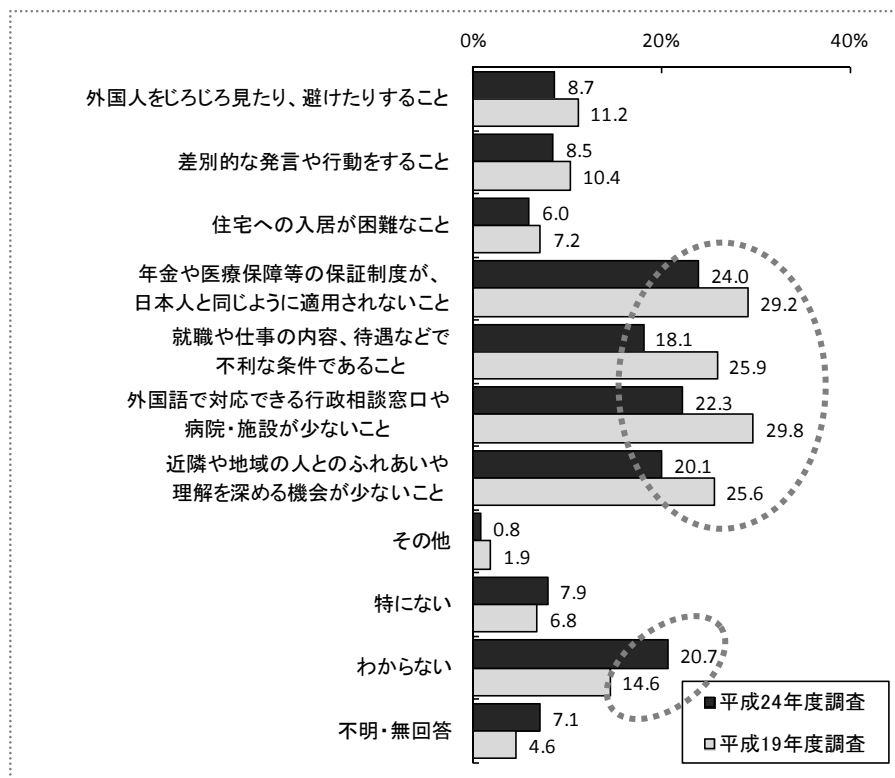
今日において、経済や社会、文化など、市民生活の広範な分野でボーダレス化<sup>\*</sup>やグローバル化<sup>\*</sup>が進み、あらゆる面で国際社会の相互依存関係が深まっており、対等なパートナーシップのもとに交流や連携を進めていく時代となっています。地域における外国人も多く、世界のすべての人が有する人権を守り、尊重していくことが大切です。

しかし、外国人の人権課題として、就労に際しての差別や入居拒否などの問題も未だ残っており、言語や文化、生活様式や価値観などの違いによる問題に加え、人々の意識の中にある外国人に対する差別や偏見の解消も必要です。

本市における外国人登録<sup>\*</sup>者数は、平成 23 年 12 月末現在で 614 人と、平成 19 年から微減傾向にあります。地域社会、職場、学校などのさまざまなところで、外国人と接触する機会が日常化しており、引き続き、外国人と共生する地域社会づくりが求められています。

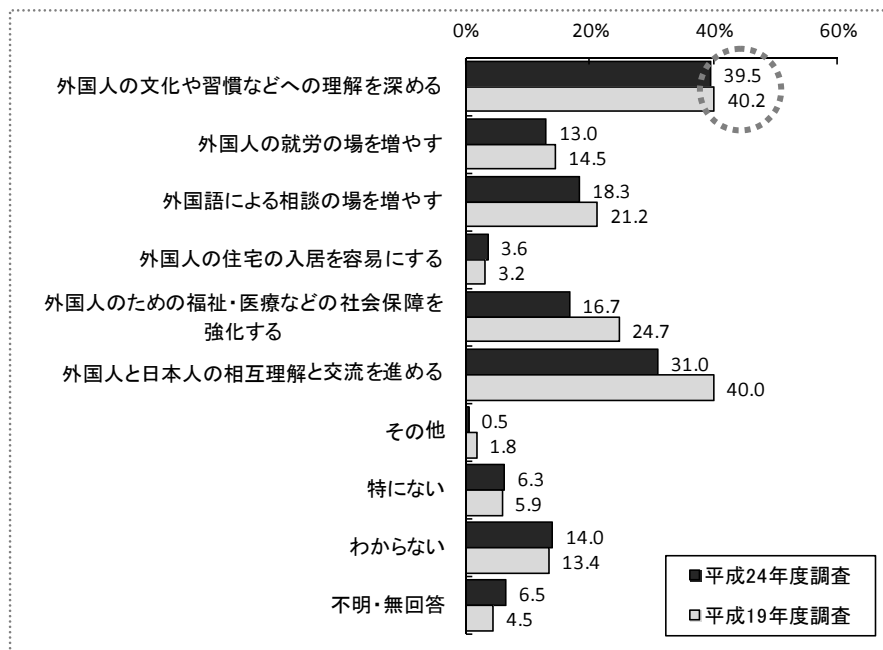
アンケートでは、外国人の人権上問題があると思われることについて、平成 19 年度の調査と変わらず、「保障制度が適用されないこと」や「外国語対応できる窓口が少ないこと」「地域との交流が少ないこと」「就労条件において不利があること」が高くなっています。一方で、「わからない」とする回答が 20.7%と増加しており、外国人の人権問題において、市民の理解や認知が低くなっています。

■外国人が地域で生活するうえで、特に人権上問題があると思われること



必要な支援策については、「外国人の文化や習慣などへの理解を深める」が39.5%と高くなっています。異なる文化や習慣を認め合い、同じ地域の一員として、互いを尊重し、共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。国際交流をはじめ、異文化理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、外国人が抱える人権課題への関心を高めていくことが必要です。また、外国人であることを理由とした、雇用や生活面における差別や不便を被ることがないように、外国人に配慮した情報の提供や相談体制などの仕組みづくりも重要です。

■外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要か



■推進施策■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 国際理解の促進	民間の組織「恵那市国際交流協会」と「モンゴル友好協会」を中心に、外国人の言語や文化などを学ぶ機会を設け、外国人との交流活動を推進します。	まちづくり推進課
② 学校教育における国際理解教育の推進	小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、コミュニケーション能力と異文化を尊重する態度の育成を図ります。	学校教育課
③ 外国人に対する相談体制の充実	「（公財）岐阜県国際交流センター」につなぎ、生活相談、こころの相談など必要なサービスが受けられるよう支援します。	社会福祉課

## 8 感染症患者などの人権

### ■現状・課題■

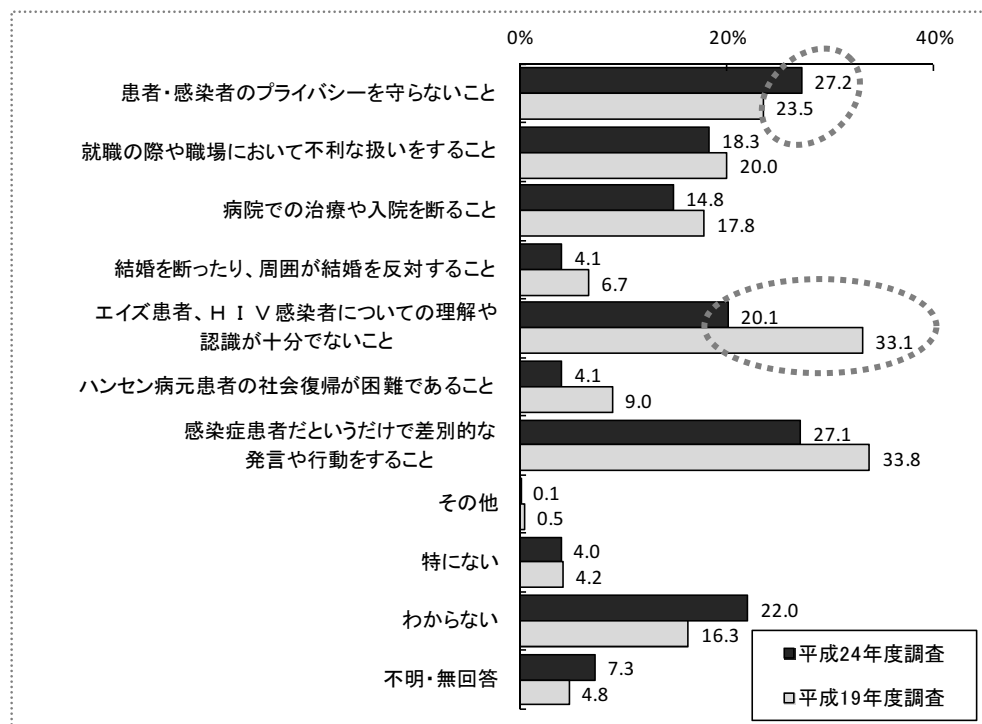
かつて、患者に対する人権侵害や差別が社会問題として取り上げられることはほとんどありませんでしたが、近年では感染症患者が人権侵害を受けたとして、訴訟を起こすなど、患者の人権問題が表面化し、議論されるようになりました。

ハンセン病<sup>\*</sup>については、感染症の病気であることが証明されたにもかかわらず、明治40年に制定された「らい予防法」が平成8年に廃止されるまで、長い年月にわたり、ハンセン病患者に対する強制隔離政策が採られてきました。現在では、治療法が確立し、万一発病しても早期発見と適切な治療により、後遺症も残らないほどとなっています。しかし、ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否が起こるなど、誤った認識や偏見が存在しています。

HIV<sup>\*</sup>感染症について、昭和63年に、WHOでエイズ<sup>\*</sup>の蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に毎年12月1日を「世界エイズデー」として、世界に向けて啓発活動の実施を提唱し、さまざまな活動により正しい知識が浸透してきています。発病をおさえる抗HIV薬などの治療法の開発も進み、「死の病気」から「生涯つきあっていく病気」へと変わってきています。

HIV感染者や難病患者が差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活を送れるよう、病気などに関する正しい知識・理解を深めるための普及・啓発活動を一層進めるとともに、療養生活を支援する取り組みや安心して生活できるよう、地域社会づくりに努めることが大切です。

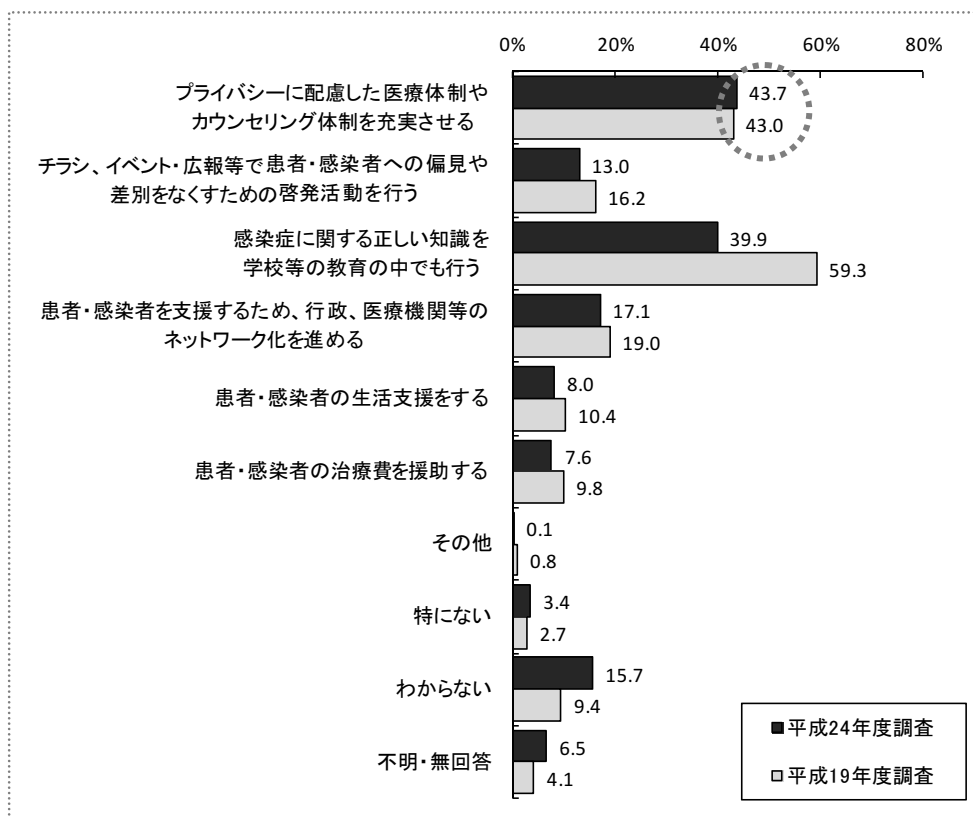
■感染症患者等が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われること



アンケートでは、感染症患者の人権上問題があると思われることについて、平成 19 年度の調査と比較して「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」が大きく減少しており、今日までの取り組みにより、正しい理解が進んでいる状況が伺えます。一方で、課題として「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」が増加しており、感染症患者などを取り巻く人権問題が「偏見や差別」から「個人のプライバシーの侵害」に変わってきています。

必要な支援策については、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が 43.7%と高くなっており、個人情報やプライバシーへの配慮が求められています。

■ 感染症患者の人権を守るためには、どのようなことが必要か



■ 推進施策 ■

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談・支援体制の充実	感染予防のため、庁内の関連部署との連携を図り、治療者への人権やプライバシーに配慮しながら相談支援を行います。	健康推進課
②	人権に配慮した保健医療の推進	感染症の発生時には医療機関と連携し、患者の人権に配慮した医療の提供に努めます。	病院管理課
		医療機関などに対し、カウンセリング体制を充実させ、精神的なケアも行えるよう、協力を呼びかけます。	病院管理課
		治療目的や効果、費用や診療結果などについてわかりやすく適切な説明を行い、患者自身が内容を理解した上で医療行為を選択する「インフォームド・コンセント※」を促進します。	病院管理課
③	正しい知識の普及	性感染症などの情報提供を含めた性教育を推進します。	健康推進課 学校教育課



■ 懸垂幕による広報活動(恵那駅西駐車場)

## 9 刑を終えて出所した人の人権

### ■現状・課題■

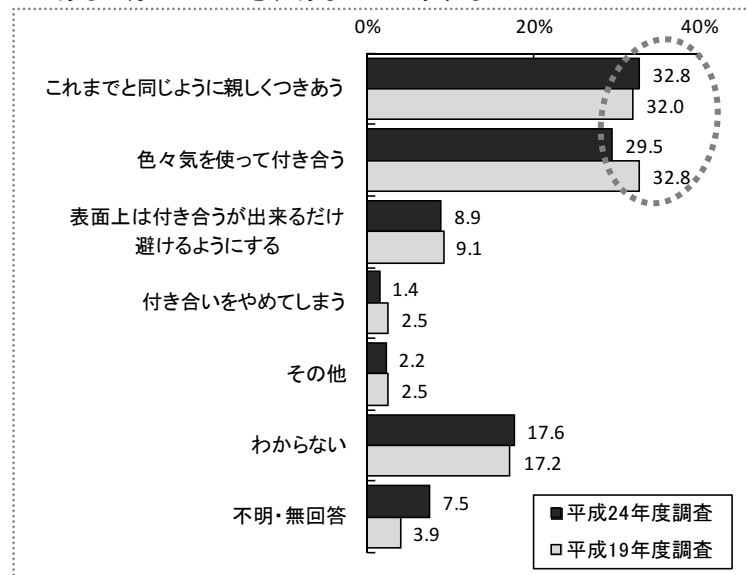
近年、さまざまな犯罪などに対してマスコミの注目度は高く、そのなかには過剰な報道などやその影響による心ない人たちの行動により、犯罪等の当事者やその家族などのプライバシーを無視するような深刻な人権侵害が増えてきています。

犯罪等の容疑者になった時点から、偏見による差別や非難ははじまります。刑を終え、更生の意欲がある場合においても、意識の中には根強い偏見や差別があり、就職における差別や居住などの確保が困難など、社会復帰の妨害を受けるなどの人権侵害が繰り返される場合があります。現実には極めて厳しい状況となっています。

アンケートでは、親しい人が刑を終えて出所した人と分かったときの対応として、「これまでと同じように親しくつきあう」「色々気を使って付き合う」が高く、関係を継続するという割合が多くなっています。

刑を終えて出所した人の人権を尊重するうえで、家族や職場、地域社会などの周囲の協力は必要不可欠であり、偏見や差別意識を解消し、社会復帰の助けとなる啓発活動を積極的に推進することが大切です。

■親しくしている職場の人や近所の人、刑を終えて出所した人であると分かったとき、あなたはどうか



### ■推進施策■

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 刑を終えた人及びそれらの家族の人権に関する啓発の推進	恵那保護区保護司会、恵那地区更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」を7月に実施します。	総務課
② 相談・支援体制の充実	生活についての相談に対して、岐阜県地域生活定着支援センターと連携し、支援を行います。	社会福祉課



## 10 その他の人権

---

### ◆北朝鮮当局による拉致問題等

---

国では、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、実態解明とその抑制を図ることを目的に、平成 18 年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行しました。この法律では、地方公共団体の責務などが定められるとともに、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

アンケートでは、北朝鮮当局によって拉致された被害者などに関し、人権上問題があることとして、「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が高くなっています。北朝鮮当局による人権侵害問題について周知し、重要な人権問題であることへの理解を促進していきます。

### ◆犯罪被害者

---

犯罪被害に遭われた方やその家族などは、犯罪行為により、生命や身体、精神や財産などに対し、直接的な被害を受けるだけでなく、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗中傷、理解のない対応や過剰な報道等による名誉棄損など、生活の平穏が害される問題も起きています。また、医療費の負担や失業などにより、経済的に困窮する場合があります。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等に対する施策を、総合的かつ計画的に推進していくための法律の制定や計画を策定していますが、まだ、このような犯罪被害者への支援や救済などの対応が十分とはいえないのが実状です。

犯罪被害者等の精神的被害の回復と軽減を図り、安心して生活が送れるよう、岐阜県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体（岐阜県人権啓発センター）とも連携し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成や支援体制の整備に努めます。

### ◆アイヌの人々

---

北海道旧土人保護法という差別的な法律が廃止され、平成9年5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、アイヌに関する研究やアイヌ文化や伝統について、知識の普及啓発を図る施策が進められています。

アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動に努めます。

#### ◆ホームレス\*

---

国では、「ホームレスの自立支援等に関する基本的な方針」を地方公共団体などに対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、平成 15 年 7 月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定され、平成 20 年 7 月に見直しが行われています。

ホームレスにおいては、やむを得ない事情でホームレスとなる人も多数存在しています。長期にわたり困窮生活をしているホームレスの人々については、自立支援の問題以外に嫌がらせや暴行を受けるなど、非人道的な行為が深刻な社会問題となっています。

ホームレスが所在する付近の住民に対する配慮や、ホームレスへの偏見や差別の解消を目指し、啓発や相談支援に努めます。

#### ◆性的指向

---

同性愛者（ホモセクシュアル）や両性愛者（バイセクシュアル）は、少数派であるため、周囲から好奇の目でみられたり、場合によっては職場を追われるなどしています。性的指向を理由に差別的な扱いを受けないよう、偏見や差別の解消を目指し、啓発や相談支援に努めます。

#### ◆性同一性障害\*

---

生物学的な性（身体的な性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障をきたしています。平成 16 年 7 月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす性同一性障がい者について、性別の取扱いの変更審判が受けられるようになるなど、取り巻く環境の改善が図られています。しかし、未だ偏見の目にさらされるなどの問題も残っており、偏見や差別の解消を目指し、啓発に努めます。



## 指針の推進

### 1 指針の推進体制

#### ◆市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と問題を共有し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが必要です。情報収集を図り、市民の意見を反映していくように努めます。

#### ◆各種団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係団体との連携、地域や学校、企業などの理解と協力により一体となった推進が必要であり、これら各方面への協力を積極的に働きかけます。

#### ◆国・県などとの連携

人権問題は、さまざまな課題があり専門的な知識が必要であるため、国（岐阜地方法務局中津川支局など）や県との連携が重要です。岐阜県の担当課である人権施策推進課や岐阜県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体（岐阜県人権啓発センター）などとの連携を進めます。

#### ◆庁内の連携

本市における人権施策を推進するため、あらゆることに関連する問題に対し、全庁的な取り組みが必要となります。このため「恵那市人権施策推進会議」を中心に庁内関係課と連携・協力して総合的かつ効果的に推進します。

### 2 指針の進行管理

本指針の進行管理については、「恵那市人権施策専門部会」において、指針の進捗とその効果について、現状の報告と施策の評価を行うとともに、その意見を施策の推進に反映します。

## あ行

インターネット	複数のコンピュータネットワークを相互に接続した地球規模のネットワーク。
インフォームド・コンセント	説明と同意 (informed-consent) のこと。医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用について、十分にかつわかりやすく説明する義務がある。また、患者は自分の身体に起きていることを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得した上で治療を受けることに同意すること。
エイズ	[acquired immunodeficiency syndrome] 後天性免疫不全症候群。病原体は HIV。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女とも感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。死亡率が非常に高い。
HIV (エイチ・アイ・ブイ)	[human immunodeficiency virus] ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させる。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する行為。えせ同和行為の横行は、同和問題の解決に真摯に取り組んでいる人や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、問題解決の大きな阻害要因となる。
恵那市次世代育成支援行動計画	子どもの健全育成と子育て家庭の支援を目的とした計画。
恵那市総合計画	地方自治法に基づく、市政経営における恵那市の最上位計画である。計画にあたっては、職員はもとより、公募市民委員の参加、市民意識調査や地域懇談会の開催など市民の声を取り入れながら恵那市がめざす「将来像」を実現するための具体的な施策を明らかにするもの。
恵那市男女共同参画プラン	性別にかかわらず個人の持てる能力を発揮し、男女が共同して地域を支えていく社会をめざした取り組みを推進するために策定された計画。

## か行

外国人登録	外国人登録法により定められた、入国後 90 日以内に外国人が行う居住地の市町村への登録。入国後 90 日未満に出国するため登録しない場合もある。
介護保険制度	40 歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う社会保険制度。40 歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村などが保険者となる。

核家族	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。
完全参加と平等	ノーマライゼーションの理念をふまえた国際障害者年（昭和56年（1981年））のテーマ。障がいのある人がそれぞれの住む社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と、社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。
岐阜県人権啓発センター	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などの人権に関する問題の解決を図るため設置されたもの。総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行う。
基本的人権	日本国憲法によって保障されている、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利。思想・表現の自由などの自由権、生存権などの社会権、参政権、国・公共団体に対する賠償請求権など。
共生社会	ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者などが住宅内で火災や急病などの緊急事態に陥った時に、消防指令センター（消防本部）に自動的に通報され、すみやかな対応ができるようにしたシステム。
グローバル化	政治・経済、文化などさまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
ケーブルテレビ	電波を用いずケーブルによって接続した限定地域に対して多様なサービスを提供するTV放送システム。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
国際人権規約	世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したもの。昭和41年（1966年）12月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の3つの条約の総称。日本は、1. 及び2. の規約について、昭和54年（1979年）6月に締結。
子育て支援	子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てて、子ども自身が健やかに育っていける社会を形成するため、国、地方自治体をはじめ、企業、職場、地域社会を含めた社会全体として総合的に支援していく取り組み。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	平成元年（1989年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、児童の権利に関して包括的に規定。日本は、平成6年（1994年）に批准。

## さ行

サロン	社交場。
次世代育成支援行動計画	子どもの健全育成と子育て家庭の支援に総合的に取り組むことで、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図ることを目的とした計画。
児童虐待	親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のこと。虐待には、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。
生涯学習	生涯にわたっていつでもそれぞれの目的に応じて、自由に学習機会を選択して選び、学んだことを行動につなげていくこと。
障がい者	身体障がい、知的障がい及び精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者。
障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者基本計画	障害者基本法に定める、障害者のための方策に関する基本的な計画で、施策の指針となるもの。
障害福祉計画	障害者自立支援法に定められた福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定めた計画。
女子差別撤廃条約	昭和54年(1979年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的とする。日本は、昭和60年(1985年)6月に締結。
シルバー人材センター	おおむね60歳以上の高齢者を会員とし、社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するための組織。
人権啓発	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための活動。
人権教育	人間の尊厳の確立をめざし、異なる人種・宗教・国籍などを越えて互いに平等であるとの自覚に立って人権を擁護する、知的・感情的発達や態度・判断力の形成を促す教育。
人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」第7条の規定に基づき、平成14年(2002年)3月15日に閣議決定された計画。

<p>人権教育のための国連 10年</p>	<p>平成6年(1994年)12月の国連総会において決議された、平成7年(1995年)～平成16年(2004年)までの10年を「人権教育のための10年」とする自治。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、さまざまな活動を行うことを提唱。日本では、平成9年(1997年)7月に、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を同推進本部(本部長内閣総理大臣)より提示。</p>
<p>人権週間</p>	<p>12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間。人権デーは、昭和23(1948)年の第3回国連総会で、世界人権宣言が採択されたことを記念に定められる。国連からすべての加盟国に対し、記念行事を実施するよう呼びかけており、日本でも人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動が全国的に展開される。</p>
<p>人権擁護委員</p>	<p>市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務をもった人。</p>
<p>人権擁護法案</p>	<p>「人権擁護施策推進法」に基づき設置された、人権擁護推進審議会からの答申を受けて設置された人権委員会により、平成14年(2002年)3月8日に国会に提出された法案。相談や助言、調停、仲裁、勧告や訴訟援助などの行政による被害者救済手続が盛り込まれている。平成15年(2003年)10月には廃案となる。</p>
<p>人種差別撤廃条約</p>	<p>昭和40年(1965年)12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを遅滞なくとることを主な内容とする。日本は平成7年(1995年)12月に批准。</p>
<p>性同一性障害</p>	<p>生物学的には完全に正常でありながら、人格的には別の性に属していると確信している状態。個人の身体的性別(セックス)と社会的心理的性別役割(ジェンダー)が一致しない状態。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。</p>
<p>世界人権宣言</p>	<p>昭和23年(1948年)12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他、経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定める。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント</p>	<p>日本の定義として、「相手方の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とし、平成11年(1999年)4月に改正された男女雇用機会均等法で、職場での防止を事業主に義務付ける。</p>

## た行

男女共同参画社会	男女共同参画審議会設置法では、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」と位置づけている。
男女共同参画社会基本法	平成 11 年（1999 年）6 月 23 日に公布・施行された法律。男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の五つの理念を定める。
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。平成 11 年（1999 年）4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別を禁止。
男女平等	男女の性別による差別（性差別）を受けず、またしないこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、さまざまな暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。〔狭義には女性から男性への暴力を含めない〕
デートDV	結婚していない男女間における、体、言葉、態度による暴力のこと。親密な相手を思い通り動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指す。
出前講座	市民、市や民間企業などの職員が講師となって地域へ出向き、それぞれの専門的な立場から提供する講座。
同和対策審議会	同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として、昭和 35 年（1960 年）8 月 13 日に設置。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。

## な行

ニーズ	必要性。需要。要求。
認知症	いったん発達した知的機能が低下して社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。
ノーマライゼーション	あらゆる人々がともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。



## は行

パートナー	仕事などを共同ですときの相手。相棒。
バリアフリー	障がい者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差を無くすこと。恵那市では県の基準に準ずる。
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力は弱く、発病の危険性が少ない。治療法は確立されている。
ピアカウンセリング	障がいのある人が、自らの体験に基づいて同じ立場や仲間である他の障がいのある人の相談に応じることにより、問題の解決を図ること。
「男女（ひと）のわ」ネットワーク	男女共同参画社会に向けて、行政と協働でプランの推進を行う組織。
ひびきあいの日	人権同和教育における行動力の育成を目的とする取り組み。人権週間にあわせて各園、各学校が「ひびきあいの日」を設定し、人権同和教育の学習成果を公表したり、交流活動を行う。人権問題に対する実践的態度の育成と、人権感覚を高める。
プライバシー	私生活上の秘密と名誉を第三者から犯されない法的権利。
ボーダレス化	情報通信や交通などの発展により、人、物、金、情報が行き交いやすくなること。業種、組織、時間など、さまざまな境界がなくなること。
ホームレス	失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避などさまざまな要因により、特定の住居を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎などで野宿生活を送っている人々。
ボランティア	自発性、柔軟性、公益性、無償性等を原則として、地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供する個人のこと。

## ま行

民生委員	民生委員法に基づき各市町村に置かれる奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱する者。地域社会において、福祉にかかわるさまざまな調査・相談、福祉の措置を必要とする人に対する指導・助言や、福祉事務所・各種相談所など関係行政機関に対する協力などの活動を行う。また民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の状態把握、福祉に関する援助や指導、児童相談所や福祉事務所などとの連携、協力を行う。平成6年（1994年）から児童福祉専門の主任児童委員が委嘱され、児童委員とともに活動している。
------	--

## や行

要介護状態	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部において、6カ月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。
-------	--

## ら行

リハビリテーション	障がいを持った人々に対し、可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	恵那市が実施する高齢福祉事業の目標を示すとともに、制度の円滑な運営をめざすことを目的に、老人福祉法による「高齢者福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。

## わ行

ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。
------------	---



## 1 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、本国その他いづれの国をも立ち去り、及び本国に帰る権利を有する。

#### 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、本国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、本国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



## 2 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日 公布

昭和22年5月3日 施行

### 前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 10 章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



## 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抄)

平成 12 年 12 月 6 日 公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



## 4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

1979年12月18日

第34回国際連合総会 採択

(昭和60年7月1日条約第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

#### 第一部

##### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

##### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。



## 5 男女共同参画社会基本法(抄)

(改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。



(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## 6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号)

### 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

#### 第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

#### 第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抄)

(改正 平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。



## 8 ストーカー行為等の規制等に関する法律(抄)

(平成12年5月24日法律第81号)

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
  - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。



## 9 児童の権利に関する条約(抄)

1989年11月20日

第44回国際連合総会 採択

(平成6年5月16日条約第2号)

前文

この条約の締約国は、  
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

### 第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

## 第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

## 第2部

## 第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。



# 児童虐待の防止等に関する法律(抄)

(改正 平成24年8月22日法律第67号)

## (目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## (児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## (児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

## (児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## (立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

## (親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。



## 11 児童福祉法(抄)

(改正 平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号)

### 第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

○2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。



## 12 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。



## 13 高齢社会対策基本法(抄)

(平成 7 年 11 月 15 日法律第 129 号)

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

### 第 2 章 基本的施策

(就業及び所得)

第 9 条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第 10 条 国は、高齢期の健康で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることがで

きるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。



## 14 老人福祉法(抄)

(改正 平成23年12月14日法律第122号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。



## 15 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抄)

(平成17年11月9日法律第124号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。



## 16 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抄)

(平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (国の責務)

第 4 条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (施設設置管理者等の責務)

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (国民の責務)

第 7 条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。



## 17 障害者基本法(抄)

(改正 平成 23 年 8 月 5 日法律第 90 号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。



## 18 身体障害者福祉法(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 51 号)

### 第一章 総則

(法の目的)

第一条 この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。



## 19 知的障害者福祉法(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 51 号)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。



## 20 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 51 号)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。



(国民の義務)

第三条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者とその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

#### 第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第四十六条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。



## 21 発達障害者支援法(抄)

(改正 平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。



## 22 地域改善対策協議会意見具申

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」

(平成 8 年 5 月 17 日 地域改善対策協議会)

本協議会は、平成 3 年 12 月 11 日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成 5 年 7 月 28 日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成 5 年 10 月以来、29 回にわたって審議を行い、本年 3 月 28 日に意見をとりまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

### 1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかげえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21 世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

## 2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯（略）

(2) 現状と課題

### 1. 現状（略）

### 2. これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

## 3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価（略）

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一

般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

#### 4 今後の重点施策の方向

##### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

###### 1. 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

###### 2. 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。今後の教育及び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとらわれることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

##### (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

###### 1. 基本的な考え方 (略)

###### 2. 人権侵害救済制度の確立 (略)

###### 3. 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進 (略)

##### (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

###### 1. 基本的な考え方 (略)

###### 2. 工夫の方向 (略)

##### (4) 今後の施策の適正な推進

###### 1. 基本的な考え方 (略)

###### 2. 行政の主体性の確立 (略)

### 3. 同和関係者の自立向上（略）

#### 4. えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施したえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国がえせ同和行為対策中央連絡協議会を設置してえせ同和对策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

### 5. 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり（略）

#### (5) その他（略）



## あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(抄)

1965年12月21日

第20回国際連合総会 採択

(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行(いかなる形態であるかいはかなる場所に存在するかを問わない。)を非難してきたこと並びに1960年12月14日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言(国際連合総会決議第1514号(第15回会期))がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳粛に宣明したことを考慮し、

1963年11月20日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言(国際連合総会決議第1904号(第18回会期))が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳粛に確認していることを考慮し、

人種の相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は実際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種の優越又は憎悪に基づく政府の政策(アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等)がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

1958年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び1960年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。



## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)

(改正 平成23年12月14日法律第122号)

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を行うための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

#### (国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。



## ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律(抄)

(改正 平成18年2月10日法律第2号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。



## 26 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(抄)

(改正 平成 19 年 7 月 6 日法律第 106 号)

(目的)

第一条 この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。



## 27 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(抄)

(改正 平成 20 年 4 月 18 日法律第 15 号)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穩な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。



## 28 犯罪被害者等基本法(抄)

(平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。



## 個人情報保護に関する法律(抄)

(改正 平成 21 年 6 月 5 日法律第 49 号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

### 第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。



## アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。



## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 46 号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

#### (ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

#### (国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。



## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号)

#### (趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

#### (性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。



---

---

## 第2次恵那市人権施策推進指針

発 行 : 恵那市

編 集 : 市民福祉部 社会福祉課

住 所 : 〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111(代表)

FAX 0573-25-7294

発行年月 : 平成 25 年3月

---

---

